

令和 2 年第 4 回 定例会 五ヶ瀬町議会 会議録

開 会 令和 2 年 1 2 月 1 日
閉 会 令和 2 年 1 2 月 8 日

五 ヶ 瀬 町 議 会

1 目 目

令和２年第４回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(初 日)
令和２年１２月１日

○ 会議に付した事件

- 日程第 １． 会議録署名議員の指名
- 日程第 ２． 会期の決定について
- 日程第 ３． 諸般の報告
- 日程第 ４． 行政報告
- 日程第 ５． 議案第 70 号
五ヶ瀬町議会議員及び五ヶ瀬町長の選挙における選挙運動の公営
に関する条例の制定について
- 日程第 ６． 議案第 71 号
五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正につ
いて
- 日程第 ７． 議案第 72 号
五ヶ瀬町長等の給与に関する条例及び五ヶ瀬町教育長の給与に関する
条例の一部改正について
- 日程第 ８． 議案第 73 号
五ヶ瀬町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 日程第 ９． 議案第 74 号
五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 10． 議案第 75 号
令和２年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第５号）について
- 日程第 11． 議案第 76 号
令和２年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）に
ついて
- 日程第 12． 議案第 77 号
令和２年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）に
ついて
- 日程第 13． 議案第 78 号
令和２年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第３
号）について
- 日程第 14． 議案第 79 号
令和２年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第３号）につい
て
- 日程第 15． 議案第 80 号
令和２年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第３号）について
- 日程第 16． 議案第 81 号
物品購入契約の締結について
- 日程第 17． 議案第 82 号
物品購入契約の締結について
- 日程第 18． 議案第 83 号
物品購入契約の締結について
- 日程第 19． 議案第 84 号
物品購入契約の締結について
- 日程第 20． 議案第 85 号
物品購入契約の締結について

- 日程第 2 1 . 議案第 8 6 号
 物品購入契約の締結について
- 日程第 2 2 . 議案第 8 7 号
 物品購入契約の締結について
- 日程第 2 3 . 議案第 8 8 号
 第 6 次総合計画の認定について

○ 出席議員（８名）

1 番 渡邊 孝 議員	2 番 佐藤 成志 議員
3 番 綾 健一 議員	4 番 秋本 良一 議員
5 番 白瀧 徹哉 議員	6 番 甲斐 松男 議員
7 番 小笠まゆみ 議員	9 番 甲斐 政國 議員

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第１２１条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	猪野 貴一
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のため出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	廣本 憲史
総 務 課 長	戸高 勝洋	町政対策推進室長	児玉 憲彦
建 設 課 長	田原 昭生	企 画 課 長	小迫 幸弘
会 計 室 長	北島 隆二	町 民 課 長	齊家 晃
教 育 次 長	増永 稔	福 祉 課 長	武内 秀元
病院事務長	奥村 和平		

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	垣内 広好
--------	-------

午前 9 時 56 分開会

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから令和 2 年第 4 回五ヶ瀬町議会定例会を開会します。

本定例会において、タブレット端末の議場内使用を許可します。また、本日の会議に、事前許可を受けた者に限り、取材及び場内写真撮影を許可します。

日程第 1. 会議録署名議員の指名

○議長（甲斐 政國君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、7 番、小笠まゆみ議員、1 番、渡邊孝議員を指名します。

日程第 2. 会期の決定について

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第 2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から 12 月 8 日までの 8 日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から 12 月 8 日までの 8 日間に決定しました。

日程第 3. 諸般の報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第 3、諸般の報告を行います。

議会活動報告については、お手元に配付しております報告書のとおりであります。

次に、9 月から 11 月までの例月現金出納検査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書の写しのとおりであります。

次に、令和 2 年 11 月 17 日付、受理番号第 7 号、宮崎県建築協会会長松本純明氏から提出のあった建築工事の発注に関する要望書、同日付、受理番号第 8 号、五ヶ瀬町商工会長秋本良一氏から提出のあった商工業の振興及び地域経済の活性化に関する要望は、お手元に配付しております写しのとおりであります。

本 2 件については、総務農林常任委員会に付託しました。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4. 行政報告

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第4、行政報告を行います。

町長から行政報告の申出がありましたので、これを許可します。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。令和2年第4回五ヶ瀬町議会定例会開会に当たり、本年9月定例会以降の行政経過について御報告いたします。

今回の行政報告では、①新型コロナウイルス感染症について、②九州中央自動車道の整備について、③五ヶ瀬ハイランドスキー場の今期の営業について、④第6次五ヶ瀬町総合計画についての4項目について御報告させていただきます。

まずは、新型コロナウイルス感染症についてであります。

全国的に、9月に一時期減少傾向にありました感染症の数が、10月以降徐々に増加し始め、11月になると急増し、各地でクラスターも発生しております。この全国的な患者増の状況と同じくして、宮崎県内においても先月中旬以降、連続して感染者が報告されており、11月27日には、国の指針でいうところのステージ2に入ったという認識が示されております。

幸いにして、本町においてはまだ感染者発生の報告はされておりませんが、いつ、どこで発生してもおかしくない状況であろうと思います。寒くなり、これからインフルエンザ発生の時期とも重なります。引き続き、感染予防対策に取り組んでいかねばなりません。

一方、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金についても、これまで総額2億5,374万7,000円の交付決定があり、交付対象となる事業について予算配分し、経済対策、予防対策等に取り組ませていただいております。

次に、九州中央自動車道についてであります。

九州中央自動車道については、五ヶ瀬町の関係では、一昨年（平成30年）4月に五ヶ瀬高千穂道路9.2キロメートルが事業化となり、今年4月には蘇陽五ヶ瀬道路7.9キロメートルも事業化となりました。関係者の皆様の御努力もあり、おかげさまで五ヶ瀬町内の全区間が事業化となったところです。

そして、先月、11月23日には、五ヶ瀬町民センターにおいて、蘇陽五ヶ瀬道路の五ヶ瀬区間の中心杭打ち式を国、県、町の共催で執り行いました。

今回の式典は、五ヶ瀬高千穂道路のときに比べますと、感染症対策で大幅に参加者を絞った開催となりましたので、町議会からは議長、副議長のみの参加となりましたが、村山九州地方整備局長、河野宮崎県知事、丸山県議会議長に来賓として、江藤拓衆議院議員をはじめとします県選出国會議員全員参加の下、無事に事業着手の節目の行事を執り行うことができました。蘇陽五ヶ瀬道路の蘇陽区間については、今月5日に山都町役場蘇陽支所で行われる予定のようであります。

このように、九州中央自動車道については、着実に整備を進めていただいておりますが、まだまだ整備率30%で、約37キロメートルが未事業化区間でもありますので、今後さらに、早期整備に向けた取組を加速させていく必要があります。

今後とも、議員各位の御支援、御協力をよろしくお願いします。

次に、五ヶ瀬ハイランドスキー場についてであります。

五ヶ瀬ハイランドスキー場の2021シーズンの営業につきましては、ホームページやポスター等で紹介しておりますとおり、今月25日金曜日から翌年3月7日日曜日までの、73日間の営業期間で営業いたします。なお、目標来場者数は、昨シーズン同様3万人と設定しております。

気象予想では、今年の冬は寒くなることが予想されておりますが、今議会の一般質問でも出されていますとおり、今シーズンの営業につきましては、コロナ禍の中での非常に厳しく難しいシーズンとなることが想定されます。だからこそ、県内の修学旅行を取り込むなど新しい取組をもって、行政並びに会社一体となって取り組んでいく覚悟が必要だと思っております。

シーズン中の誘客対策をはじめ、議員各位の御支援と御協力をぜひともお願いいたします。

最後に、本定例会に、認定について上程しております第6次五ヶ瀬町総合計画についてであります。

詳細につきましては、提案理由の中で述べさせていただきますが、本町においても、新たな時代の中で、内外の変化に適切に対応し、町民自身が、全国に誇れる五ヶ瀬町をつくっていくための指針として、前期を令和3年度から7年度、後期を令和8年度から12年度の10年間を期間とする第6次五ヶ瀬町総合計画を、令和3年度からスタートする新計画の策定作業が終了しましたので、今議会で上程させていただきます。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。

条例の制定について1件、条例の一部改正が4件、令和2年度一般会計及び特別会計補正予算が6件、物品購入契約の締結についてが7件、五ヶ瀬町総合計画の認定について1件、合わせて19件となります。

慎重なる審議を頂き、議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長（甲斐 政國君） これで行政報告は終わりました。

日程第5. 議案第70号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第5、議案第70号五ヶ瀬町議会議員及び五ヶ瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第70号五ヶ瀬町議会議員及び五ヶ瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、令和2年の公職選挙法改正に伴い、町村議会議員選挙及び町村長選挙において、これまで選挙公営とされていなかった選挙運動用自動車に係る経費及び選挙運動用ポスター作成経費について、条例で定めた場合においては選挙公営とされ、併せて、同改正により町村議会選挙においても頒布することができることとなった選挙運動用ビラにおいて、条例で定めた場合は選挙公営とされたことから、当該その旨を規定する条例を制定するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

本件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本案は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第6. 議案第71号

日程第7. 議案第72号

日程第8. 議案第73号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第6、議案第71号五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてから、日程第8、議案第73号五ヶ瀬町職員の給与に関する条例等の一部改正についてまでの3件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号から議案第73号までの3件は、これを一括議題とします。

本3件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第71号五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

国家公務員の給与改正に関する取扱いについては、令和2年10月7日に人事院勧告が出された後、同月28日に追加勧告が出され、政府においては、この勧告に基づき、給与法改正案を本年11月6日に閣議決定し、同月27日に可決成立しております。

これにより、国の特別職及び指定職職員の期末手当の支給率が改定されることから、その内容を踏まえた適切な対応を行うために、関係条例の改正が必要となるものです。

本件は、国に準じ、期末手当の年間支給率「3.40月」を0.05月引き下げて「3.35月」とし、今年度12月期支払いの「1.70月」を「1.65月」へ、令和2年度6月期において「1.70月」、12月期において「1.65月」であるものを、令和3年度6月期及び12月期ではそれぞれ「1.675月」へ改めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

続いて、議案第72号五ヶ瀬町長等の給与に関する条例及び五ヶ瀬町教育長の給与に関する条例の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、さきに提案しました議案第71号五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正と同様に、国の特別職及び指定職職員の期末手当の支給率が改定されることから、国に準じ、町長、副町長及び教育長における期末手当の年間支給率「3.40月」を0.05月引き下げて「3.35月」とし、今年度12月期支払分の「1.70月」を「1.65月」へ、令和2年度6月期において「1.70月」、12月期において「1.65月」であるものを、令和3年度6月期及び12月期ではそれぞれ「1.675月」へ改めるものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

議案第73号五ヶ瀬町職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、今年度の人事院勧告に基づき、国家公務員の給与改定に準じて所要の改正を行うものであります。

なお、今年度の人事院勧告は、新型コロナウイルス感染症の影響により、国における民間企業の給与実態調査が例年より遅れたことを踏まえ、期末勤勉手当のみ先行して実施され、その後、月例給については据え置く旨、追加勧告されております。

以下、人事院勧告に基づく改正の要旨について御説明申し上げます。

第1条及び第2条については、一般職の期末勤勉手当改定についてであります。

期末手当の年間支給率「2.60月」を0.05月引き下げて「2.55月」とし、今年度12月期支払分の「1.30月」を「1.25月」へ、令和2年度6月期において「1.30月」、12月期において「1.25月」であるものを、令和3年度6月期及び12月期ではそれぞれ「1.275月」へ改めるものであります。

第3条及び第4条においては、五ヶ瀬町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正として、国に準じて、特定任期付職員の期末手当支給率を改正するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑がありましたら、議案名を示して発言してください。質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） ありませんか。質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本３件について討論を行います。討論がありましたら、議案名を示して発言してください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。これから起立によって採決します。

議案第７１号五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７２号五ヶ瀬町長等の給与に関する条例及び五ヶ瀬町教育長の給与に関する条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７３号五ヶ瀬町職員の給与に関する条例等の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第９．議案第７４号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第９、議案第７４号五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第７４号五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する政令が令和２年９月４日に公布され、国民健

康保険税の改正分については、令和３年１月１日に施行されることに伴うものであります。

なお、本改正の主な内容は、国民健康保険の保険税について、個人所得課税の見直し及び公的年金等に係る所得の課税の特例に伴う軽減判定所得基準の見直しにより、負担水準に関して、意図せざる影響や不利益が生じないように、被保険者に係る所得等について、見直しが主な改正内容となっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本案は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第１０．議案第７５号

日程第１１．議案第７６号

日程第１２．議案第７７号

日程第１３．議案第７８号

日程第１４．議案第７９号

日程第１５．議案第８０号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第１０、議案第７５号令和２年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第５号）についてから、日程第１５、議案第８０号令和２年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第１号）についてまでの６件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、日程第１０、議案第７５号から日程第１５、議案第８０号までの６件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本６件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第７５号令和２年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第５号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、デジタル防災行政無線整備に係る事業費、社会福祉協議会運営費補助金、介護給付・訓練等給付事業費、現年発生農地農業用施設災害復旧費、現年発生道路橋梁災害復旧費の増額、地籍調査委託料、国文祭・芸文祭実行委員会補助金の減額が大きなものとなっております。

歳入歳出の予算の総額にそれぞれ8,150万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ69億2,050万円とするものです。

それでは、1ページ、第1表「歳入歳出予算補正」の歳入の主なものから説明します。

地方譲与税は、森林環境譲与税を増額するものです。

分担金及び負担金は、総務費負担金の増が主なものです。

国庫支出金の増は、民生費国庫負担金、災害復旧費国庫負担金、教育費国庫補助金の増額が主なものです。

県支出金は、民生費県負担金、災害復旧費県補助金、観光費県補助金の増額、農林水産業費県補助金の減額が主なものです。

繰入金は、佐伯勝元教育基金の繰入金の減額です。

繰越金は、前年度繰越金の減額です。

町債は、デジタル防災行政無線整備事業債、現年発生農林水産業施設災害復旧事業債、現年発生公共土木施設災害復旧事業債を増額するものです。

次に、3ページの歳出の主なものについて説明します。

議会費の減は、旅費の減額が主なものです。

総務費は、一般管理費の負担金補助及び交付金、無線管理費の工事請負費、財産管理費の工事請負費の増、備品購入費の減額が主なものです。

民生費は、社会福祉総務費の負担金補助及び交付金、扶助費の増額が主なものです。

衛生費は、簡易水道特別会計繰出金の減額が主なものです。

農林水産業費は、地籍調査測量委託料の減額、林業振興費の未整備森林緊急整備事業委託料の追加が主なものです。

商工費は、観光費の委託料の増、森林公園事業費の修繕料、原材料費の増額が主なものです。

土木費は、道路維持費の使用料及び賃借料、道路新設改良費の工事請負費の増額、補償補填及び賠償金の減額が主なものです。

消防費は、工事請負費の増額と備品購入費の減額です。

教育費は、教育総務費の負担金補助及び交付金の減額、小学校費の使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金、備品購入費の減額、中学校費の使用料及び賃借料、負担金補助及び交付金の減額、社会教育費の負担金補助及び交付金の減額が主なものです。

災害復旧費は、農地農業用施設災害復旧、道路橋梁災害復旧のための費用を増額しました。

諸支出金は、森林環境譲与税基金積立金を減額しました。

次に、5ページ、第2表「地方債補正」について説明します。

これは各種事業費の変更により、緊急防災・減災事業債、災害復旧事業債の地方債借入予定額

を調整したものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

議案第 7 6 号令和 2 年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 1 億 3, 9 4 8 万 6, 0 0 0 円とするものです。

まず、1 ページの歳入につきましては、消費税確定申告の更正請求に伴う還付金の受入れによる雑入の増額により、一般会計繰入金を減額するものです。

次に、2 ページの歳出につきましては、共済費を増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

議案第 7 7 号令和 2 年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4, 4 7 6 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 7 億 1, 0 0 1 万 6, 0 0 0 円とするものです。

予算書 1 ページの歳入について御説明いたします。

県支出金は、国民健康保険、保険給付費等交付金のうち、保険給付費の増額に伴う普通調整交付金の増額及び国民健康保険システムの改修に係る県補助金の増額となっております。

繰入金は、歳出における事務費等の増額に合わせて、一般会計からの繰入金を増額しております。

予算書 2 ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、事務費、国民健康保険システムの改修に係る委託料の増額です。

保険給付費は、一般被保険者の療養費及び高額療養費についての増額となっております。

諸支出金は、国保資格の遡及喪失に伴う過年度国保税還付金の増額であります。

予備費につきましては、今まで説明した増額分を減額調整しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

議案第 7 8 号令和 2 年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 3 号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正は、収益的収入及び支出及び資本的収入及び支出の増額を行うものです。

実施計画書 1 ページを御覧ください。

予算第 3 条に定めました収益的収入の病院事業収益の医業外収益のうち、補助金を 6 万 6, 0 0 0 円増額するものです。

次に、2 ページ、病院事業費用の医業費用のうち、給与費を 2 1 0 万円、材料費を 2 2 9 万 6,

000円減額し、経費を446万2,000円増額するものです。

次に、3ページ、予算第4条に定めました資本的収入及び支出の、資本的収入の町負担金を96万円、国庫補助金を286万円増額するものです。

次に、4ページ、資本的支出の建設改良費のうち、機械及び備品購入費を443万円、病院建設費を96万円増額するものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

議案第79号令和2年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

このたびの補正は、事務費に係る総務費の減額及び保険給付費の組替えが主なものです。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ94万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億2,478万2,000円とするものです。

1ページの歳入から御説明いたします。

国庫支出金は、システム改修に係る事務費分が主なものです。

繰入金は、事務費に係る一般会計からの繰入金の減額が主なものです。

繰越金につきましては、前年度繰越金を財源の調整として計上しております。

次に、2ページの歳出について御説明いたします。

総務費は、事務費の減額です。

保険給付費は、事業間の組替えを行っております。

地域支援事業費は、人件費に係る分を計上しております。

諸支出金は、歳入に対して、増額による調整を介護給付費準備基金積立金に計上しております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

議案第80号五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の御説明を申し上げます。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ300万円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ576万円とするものです。

予算書1ページの歳入について御説明いたします。

繰入金は、歳出における奨学金費の減額に合わせて、一般会計からの繰入金を減額しております。

予算書2ページの歳出について御説明いたします。

奨学金費は、奨学金貸付けの停止及び本年度の新規採択者が予定に達しなかったことに伴う減額であります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの 6 件については、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本案は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

日程第 16. 議案第 81 号

日程第 17. 議案第 82 号

日程第 18. 議案第 83 号

日程第 19. 議案第 84 号

日程第 20. 議案第 85 号

日程第 21. 議案第 86 号

日程第 22. 議案第 87 号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第 16、議案第 81 号物品購入契約の締結についてから、日程第 22、議案第 87 号物品購入契約の締結についてまでの 7 件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、日程第 16、議案第 81 号から、日程第 22、議案第 87 号までの 7 件は、これを一括議題とすることに決定しました。

本 7 件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第 81 号物品購入契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、700 万円以上の不動産または動産の買入れにおいては、議会の議決が必要とされております。

本件は、五ヶ瀬町役場新庁舎建設工事に伴う新庁舎内の什器備品について、新規購入を行うための物品購入契約であります。

この契約につきましては、令和 2 年 10 月 30 日、指名競争入札を実施し、株式会社京美堂代表取締役寺内章を購入候補者として決定しております。

契約金額は、4,448 万 4,000 円であります。納期は、契約の日から令和 3 年 3 月 31 日までとしております。

なお、納期の変更、契約変更に伴う契約金額の1割以内の変更については、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分に対応するものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第82号物品購入契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、議案第81号同様、五ヶ瀬町役場新庁舎建設工事に伴う新庁舎内の什器備品について、新規購入を行うための物品購入契約であります。

この契約について、令和2年10月30日、指名競争入札を実施し、株式会社川越紙店代表取締役川越聡を購入候補者として決定しております。

契約金額は、1,979万7,800円であります。納期は、契約の日から令和3年3月31日までとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第83号物品購入契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、議案第81号同様、五ヶ瀬町役場新庁舎建設工事に伴う新庁舎内の什器備品について、新規購入を行うための物品購入契約であります。

この契約について、令和2年10月30日、指名競争入札を実施し、志学館代表者小笠原将太郎を購入候補者として決定しております。

契約金額は、1,313万6,200円であります。納期は、契約の日から令和3年3月31日までとなっております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第84号物品購入契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、議案第81号同様、五ヶ瀬町役場新庁舎建設工事に伴う新庁舎内の什器備品について、新規購入を行うための物品購入契約であります。

この契約について、令和2年10月30日、指名競争入札を実施し、企業組合ライオン堂日向営業所所長相田慎一郎を購入候補者として決定しております。

契約金額は、743万8,200円であります。納期は、契約の日から令和3年3月31日までとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第85号物品購入契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、議案第81号同様、五ヶ瀬町役場新庁舎建設工事に伴う新庁舎内の什器備品について、新規購入を行うための物品購入契約であります。

この契約について、令和2年10月30日、指名競争入札を実施し、株式会社久永延岡営業所所長小田篤史を購入候補者と決定しております。

契約金額は、3,250万5,000円であります。納期は、契約の日から令和3年3月31日までとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第86号物品購入契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、議案第81号同様、五ヶ瀬町役場新庁舎建設工事に伴う新庁舎内ブラインド等について、新規購入を行うための物品購入契約であります。

この契約について、令和2年10月30日、指名競争入札を実施し、株式会社京美堂 代表取締役寺内章を購入候補者と決定しております。

契約金額は、778万8,000円であります。納期は、契約の日から令和3年3月31日までとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

議案第87号物品購入契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

本件は、議案第81号同様、五ヶ瀬町役場新庁舎建設に伴う新庁舎内の議場システムについて、新規購入を行うための物品購入契約であります。

この契約について、令和2年10月30日、指名競争入札を実施し、有限会社インターテクノ 代表取締役工藤幹雄を購入候補者と決定しております。

契約金額は、1,320万円であります。納期は、契約の日から令和3年3月31日までとしております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

質疑がありましたら、議案名を示して発言してください。質疑がありましたらどうぞ。4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 4番、秋本良一です。内容等についての質疑ではございませんが、納期が令和3年の3月31日までというふうになっておりますが、全体の工期としては年度を越すというようなお話もちょっと伺ったこともありますが、その点についての対応のほどをお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。秋本良一議員の質問にお答えいたします。

全員協議会の中で、説明がちょっと足らなかったかなと思うんですけど、庁舎と一緒に、3月議会のときに、庁舎ができないと什器のほうが入られませんので、繰越しということになって工期も延伸させていただこうと思っています。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本7件について、討論を行います。討論がありましたら、議案名を示して発言してください。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第81号物品購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、議案第82号物品購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第83号物品購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号物品購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第85号物品購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

次に、議案第 86 号物品購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 87 号物品購入契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 23. 議案第 88 号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第 23、議案第 88 号第 6 次五ヶ瀬町総合計画の認定についてを議題とします。

本件について、町長から提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（原田 俊平君） 議案第 88 号第 6 次五ヶ瀬町総合計画の認定について、提案理由の御説明を申し上げます。

本町は、平成 23 年度に施行した第 5 次五ヶ瀬町総合計画「Gプラン」に基づき、様々な施策を展開してまいりました。この計画が、本年度で終期を迎えるため、昨年度から第 6 次五ヶ瀬町総合計画の策定を進めており、このほど策定作業が終了しましたので、新計画の認定について提案させていただきます。

総合計画は、地方自治体の全ての計画の基本であり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画です。平成 23 年 5 月の地方自治法の改正により、地方自治体の基本構想の策定義務はなくなりましたが、個々の市町村が自主的な判断により、引き続き議会の議決を経て基本構想の策定を行うことが可能であります。

本町の今後 10 年を考えると、複雑多様化する地域課題を解決するために、あらゆる分野、あらゆる主体が連携し、課題解決に当たっていくことが必要であり、住民と行政が一体となり、総合的かつ計画的にまちづくりを推進するために、第 6 次五ヶ瀬町総合計画を策定します。

策定に当たりましては、第 5 次総合計画の評価シート及び施策進捗評価の結果を踏まえ、庁内委員会等の実施、外部有識者の意見を聞く審議会の開催、また、町民の皆様に対しては、町民アンケート及び小学校区ごとに「まちづくり報告会」を実施しました。

総合計画の構成は、「序章」「基本構想」「基本計画」、そして別に定める「実施計画」により構成しています。基本構想は、令和3年度を初年度とし、10年後の令和12年度を目標年次としています。基本計画については、令和3年度から令和7年度までを前期、令和8年度から令和12年度までを後期という形で構成しており、策定したところであります。

序章は、計画策定の趣旨や本町の概要を示したもので、各種データ及び昨年度実施しました町民アンケートにより、まちづくりに対する住民の意向を示しています。

また、基本構想は、まちづくりの考え方や将来像、将来像の実現に向けた視点、人口ビジョンに基づいた将来人口予測、基本計画の基本方針を示したものです。今後のまちづくりにおいて、将来的に予測される人口減少を解決していく仕組みづくり、目まぐるしく変化していく社会情勢に対応していく地域づくりを長期的な視点で進めていくことが必要です。そのためには、魅力ある地域資源を最大限に活用し、地域を構成する人を育み、持続可能な地域づくりを可能にしていく流れを創出することで、将来像である『人と「ともに」地域と「ともに」自然と「ともに」笑顔でつながるまち 五ヶ瀬』の実現を目指します。

基本計画は、将来像実現のために、5つの基本目標を定め、それらを推進するため、26の施策に分類し、現状と課題、施策の基本方針、主な施策、基本方針を達成できているか客観的に評価するため、関連指標を設定しました。また、基本計画には、持続可能な社会を実現するための国際目標「持続可能な開発目標（SDGs）」の視点を入れ、それぞれの施策の実現により17のゴールに向かっていくことを示しています。

今回、第2期まち・ひと・しごと総合戦略と計画期間を合わせることから、ともに整合性を図り、また、人口ビジョンに基づき、人口の1%、1年間に15世帯35人を取り戻すために、人口減少社会に歯止めをかける施策を重点的により具体的に設定し、総合計画を策定したところです。

計画策定期間中に発生した新型コロナウイルス感染症は、瞬く間に世界中に広がり、様々な日常を一変させ、価値観や社会の在り方に大きな変化をもたらしました。コロナ禍による大きな社会変動の中で、リスクに対する強靱性を高め、安心安全な暮らしを実現し、誰もが格差なく生活の豊かさを実感できるよう第6次五ヶ瀬町総合計画を持続可能な地域社会を構築するためのまちづくりの指針として位置づけ、着実に進んでまいります。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（甲斐 政國君） ただいま提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいまの件につきましては、本日は提案理由の説明までにとどめたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、本日は提案理由の説明までにとどめることに決定しました。

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は、12月4日午前10時から開会しますので、定刻までに御参集ください。御苦労さまでした。

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午前10時58分散会

2 目 目

令和2年第4回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(一般質問)
令和2年12月4日

○ 会議に付した事件

日程第1. 一般質問

○ 出席議員（7名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1 番 渡邊 孝 議員 | 2 番 佐藤 成志 議員 |
| 3 番 綾 健一 議員 | 5 番 白瀧 徹哉 議員 |
| 6 番 甲斐 松男 議員 | 7 番 小笠まゆみ 議員 |
| 9 番 甲斐 政國 議員 | |

○ 欠席議員

- 4 番 秋本 良一 議員

○ 地方自治法第121条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

- | | |
|---------|-------|
| 五ヶ瀬町長 | 原田 俊平 |
| 教 育 長 | 猪野 貴一 |
| 監 査 委 員 | 後藤 栄 |

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

- | | | | |
|---------|-------|----------|-------|
| 副 町 長 | 宮崎 信雄 | 農 林 課 長 | 廣本 憲史 |
| 総 務 課 長 | 戸高 勝洋 | 町政対策推進室長 | 児玉 憲彦 |
| 建 設 課 長 | 田原 昭生 | 企 画 課 長 | 小迫 幸弘 |
| 会 計 室 長 | 北島 隆二 | 町 民 課 長 | 齊家 晃 |
| 教 育 次 長 | 増永 稔 | 福 祉 課 長 | 武内 秀元 |
| 病院事務長 | 奥村 和平 | | |

○ 職務のため出席した議会事務局職員

- 議会事務局長 垣内 広好

午前 9 時56分開議

○議長（甲斐 政國君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

本日は、町民をはじめ、高千穂、日之影町議会のほうからも傍聴にお見えでございます。議員も、町民の代表として、しっかりと質問をさせていただきます。執行部におかれましても、落胆されることのないように、しっかりと御対応お願いしたいというふうに思います。

本日の出席議員は7名です。4番、秋本良一議員から、会議規則第2条第1項に基づき欠席届が提出されました。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第1、一般質問を行います。

質問の順序は、通告順に発言を許します。

初めに、7番、小笠まゆみ議員、御登壇願います。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 7番、小笠まゆみでございます。通告に従い、一般質問を行います。

1、AEDの設置と管理について。

現在の設置場所は、ホームページに記載されている。町民への周知が徹底されているとは思えない。以下について、今後の考えを示していただきたい。

AEDが設置されている箇所の県のマップ情報が実際と異なっている。県との情報共有はどうなっているのか。

次に、町内学校や主な施設のほかに、病院から遠い地区の消防詰所に順次設置していく予定であったが、現状でよいと判断をしているのか。講習などの実施は行っているのか。

次に、救急救命方法などの講習を推進していくべきと考えるが。

2番目、これからの観光について。

これからの観光は、大きく変貌していくと思われる。ICT活用で、出社せずともどこにいても仕事ができるようになってきている。感染リスクを避けるキャンピングカーが人気で、長期で遠出も増えている。臨機応変に対応すべきと考える。

1、木地屋空き地・ワイナリー・スキー場パーキングに、オートキャンプ場を設置してはどうか。

2、五ヶ瀬キャンプ場のバンガローの老朽化が進んでいる。建て替えの考えは。

3、白滝へのアクセス道路、うのこの滝の遊歩道整備の考えは。

3番目に、年長者の健康管理について。

自粛や感染リスクで外出を控えてこられた方々が大勢いらっしゃる中、年長者だけでなく、町民全体に健康に関してどのような変化が起きているかの把握ができていますか。現状と対策は。

①認知症が進んでしまっていないか。

②四肢の衰弱、体力の減退、心の病などの状況と対応は。

4、分煙環境整備について。

新庁舎には、喫煙所は設置されるのか。

次に、公共施設の喫煙所について、改善する考えはないか。

以上、質問いたします。

質問、答弁を頂く前に一言お伝えしたいんですが、今回の町長の答弁書、お願いしておりましたけれども、全部課長、多分課長だと思うんですが、——の説明、現状説明に終わっております。なので、しっかりと町長の思いというものを聞かせていただきたいなと思っておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、1問目から、AEDの件からよろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠まゆみ議員からのトータル4つの質問が出ておりますが、まず最初のAEDの設置と管理について答弁に入ります。

まず、AED、自動体外式除細動器については、町内に既に26か所、27台設置して、緊急事態、特に心臓疾患についてのトラブルについて対応できるように準備しているところでございます。

既に1度、ワイナリー関係で呼吸困難関係があつて、1事例は私もその場に立ち会いましたが、それ以外は現状として緊急対応は今はなされておられません。

そういった形、現状、具体的な質問になっておりますので、担当課の総務課長のほうから答弁をさせます。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。小笠まゆみ議員のAEDの設置と管理ということで、答弁させていただきます。

まず、県のマップ情報と設置箇所の違いがあることについてでございますが、インターネットなどで本町のAEDの設置箇所をしよういたしますと、本町のホームページ以外では、財団全国AEDマップでありますとか、あるいは宮崎県AEDマップなど、幾つかのサイトで本町のAEDの設置箇所を検索できるようになっております。

これらのうち、財団全国AEDマップにつきましては、一般財団法人日本救急医療財団が運営しているものでありまして、宮崎県のホームページの中のAED設置場所検索という項目がご

ざいまして、一般財団法人日本救急医療財団へリンクしております。

このマップで本町を検索いたしますと、現在、19か所の設置が掲載されておりますが、本町にあります実際のAEDの設置場所、数とは違うわけでございます。

この財団全国AEDマップに登録するためには、登録証を郵送するか、あるいはインターネットによる登録ということになっておりますが、このマップに必ず登録するようにはなっておりませんので、このため、実際の設置数とこういったAEDマップの内容に乖離が見られるものと思っております。

続けて、消防詰所への設置についてでございますが、現在、本町に設置してありますAEDの数であります。先ほど町長からございましたように、26か所27台を町のホームページに掲載しております。この数につきましては、民間の会社でありますとか、あるいは個人的に購入されているというような場合の数については、把握しておるものではございません。

消防詰所につきましては、現在、第1分団の長迫詰所、第4分団の桑野内生活改善センター、第5分団の揚詰所、第6分団の渡瀬詰所の4か所に設置しております。今後、内の口と坂本のほうにも設置することになっておるようであります。

消防詰所のAEDの設置につきましては、消防団のほうから要望がございましたら、設置の必要について検討してまいりたいと考えております。

講習の実施についてであります。AEDの操作につきましては、消防団員につきましては、移動消防学校等で操作訓練を受けておりますので、基本操作に支障はないものと考えております。

また、AEDの操作自体につきましては、機械の音声案内に従って操作を行えば、誤りなくできるものではございますが、ただそうは申しまして、普段触らないものについていざ操作するとなりますと、ちゅうちょしてしまうということもあるだろうと思っておりますので、やはり普段からAEDに慣れておくことが大事であろうと思っております。公民館でありますとか、地域等でAED操作の講習会等を希望される場合には、相談いただければよろしいかと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） ①の県との情報共有という部分で質問を書かせていただいて、提出したわけですが、その後、県のほうから情報を頂きまして、県が関連してやっているものではないということで、県自体も、これに関してどうこうするというようなつもりはないというふうなお返事を頂いたということでありました。

会社が勝手にということはどうかと思うんですけれども、どこにいても、どんな状況にあっても、そこで検索をしたときに、すぐ近くにあるというのが、地域が分かっているだけで、

今自分がどこの何町にいるのか、何村にいるのかが分からないとかいうときのためにも、やはりこういった部分は、改善できるものならしていただきたいと思います。

今、総務課長のほうから、消防詰所4か所というふうにありましたが、波帰地区もですよ。5か所になるんじゃないですか。波帰、揚、それから13区の消防詰所と7区センターと長迫ですよ、5か所、波帰はないんですか。後でいいです。

今からの時期というのは、やはり朝すごい冷え込みがあったりとか、それから、夏場だけじゃなくて、冬場も脱水症ってあるわけですよ。そういった部分で、またリスクも高くなってくるという時期でもありますので、本当、課長言われたように、操作をするということになると、ちゅうちょするのが普通の人間だと思います。

どこにあるか、自分の家から一番近いところはどこにあるのかというのを、再度町民に知らしめるということも含めて、一度チラシまではいかなくても広報誌。広報誌も、なかなか家族全員が見るということはないんですよ。だから、こういった伝達のやり方をするのかというのも検討していただいて、一度町民に周知をしていただくということをお願いしたいと思います。

私が最初に調べたときには、22か所だったんです、質問をする前に。通告を出した後に更新されて、26か所27台設置しているというふうになっています。随時、町のホームページなので、更新をされていくべきではないかなということは、お伝えしておきます。

それから、全部、ほとんどが、鍵がかかっているというところにAEDは設置されています。教育長いらっしゃいますけど、学校、学校は必ず鍵がかかった中にAEDがあるということで、学校が一番近いんだよという人たちにとっては、じゃあ、壊して入っていいのかとかということもあるので、大きな町とかになると、24時間営業のコンビニに設置をされている自治体がたくさんあります。それと、コンビニ独自で設置をされているというところがあります。今度、郊外に、建物屋外にAEDを設置し直すという考えはないか、それをお答えいただけますか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。AEDの屋外設置について、それから小笠議員一般質問で出た折に、特に学校関係には、屋内に設置されていますので、どうやってそれを取り出すかという話をちょっと話題としてしたところです。その中で、学校については、既にガラスを割って取り出すという話を聞きましたが、それは抵抗あるでしょうという私自身が思ったときに、そのガラスの厚いやつをどんと割るということ自体は、なかなか切らんという気がしましたので、屋外の、ただ、屋外に置くと、盗難を含めてかなり高価なものなので、非常にこれも課題あるということで、屋外のAEDの設置については、特に学校関係、どういう形がいいかをちょっと検討しましょうということで、教育長とはちょっと新たな課題を協議テーマとしてやろうということにしております。

そういうことで、何かあったときの緊急事態に取り出せることを考えんといけないので、それは、どこの地区も、五ヶ瀬だけじゃなくて、どこの場所でも同じ課題だと思うんで、そういう情報をちょっと今後取り入れたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7 番、小笠まゆみ議員。

○議員（7 番 小笠まゆみ君） ぜひとも更新はこまめにやっていただきたい、それから町民に周知をしていただきたい。希望があれば、そういう講習なども行いますよということも含めて周知をやっていただきたい。それから、郊外、屋外、これ、業者によっては例えば月々 2,980 円ですよと、8 年間保証いたしますよとかいう会社もあるわけですね。リースによって、もし屋外に設置していたものが盗難に遭いましたと。そのときに、また新たにちゃんとリース料の枠内で設置ができるのかということなども確認をしていただいて、一人でも多くの町民に、安心と安全の材料の一つとしてこれを活用していただけるような状況を、ぜひともつくっていただきたいということで、1 番目の質問は終わります。

2 番目、これからの観光についての答弁をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠議員からの 2 つ目の、これからの観光についての御質問であります。3 点詳細な質問がされております。

先ほど、第 1 点の木地屋の空き地とかワイナリーのスキー場パーキングにオートキャンプ場を設置してはどうかという話、部分については、先日、関係人口創出事業の政策提案というコンテストをやりましたが、中等学校の卒業生、また在学生も含めて、この項目の具体的な提案があったところでございます。

会社側としても、役員で話す中で、まずスキー場のパーキング、上のほう、パーキングのほうに試験的に夏場の、例えば星を見るとか、簡易的なキャンプについて検討してみましようという話で今進めております。

また、全般的な観光については、これも具体的な取組になりますので、企画課長のほうから、先ほど現状だけという答弁書のたたき台ということでしたが、その後、また基本的な考えも私のほうから答えさせていただきます。企画課長のほうから答弁させます。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） 小笠議員の、これは、①、②一緒に……、分かりました。

①の木地屋等々のオートキャンプ場の話ですけども、答弁書でも書かせていただいたと思うんですが、それぞれのところ、想定が、例えば木地屋については空き地とありましたので、想定として木地屋に行く途中の左側の空き地、それから親水公園が大体該当するところかなと思い

ます。

一つには、木地屋の上り口の空き地については、ほかの用途もちょっと使っているのですが、すぐすぐにこういう部分ではないのかなと、そこも検討しながら、あとはロケーションの問題も少しあるのかなというふうに思っています。

それから、親水公園については、面積のところでは不足するのかなというイメージはしています。親水公園の大部分を今、何ですか、池といいますか、使われていないので、それをどうするかも含めての課題だろうと思いますが、それが解決すればありかなということを、ちょっと個人的な見解も入りますが、思っているところです。

また、ワイナリーについては、今現在駐車場不足とか、レストランの座席問題もありまして、将来的な、例えばワイナリー全体のイメージをもっと持たないと、それだけの話ではなかなか難しいなと思っているところです。

それから、スキー場のパーキングセンターについては、現状、水、電気、トイレ問題も含めてあるんですが、パーキングセンター以外の、先ほど町長が申しましたが、ゲレンデ部分の活用については、今現在、やはり夏場の利用それから収益も考えて、検討する方向ではあるのかなとは思っております。

ただ、今言いましたとおり、夏は電気が行っていない部分とかトイレ部分、特に水問題含めてありますので、考えてみたいと思いますけども、現状ではそういうような課題も含めてあるということです。

それから、全体の話なんですけど、その場所の魅力を出しながら環境整備も進めていかないといけないという大きな課題もありますので、オートキャンプ場ということだけでなく、タイニーハウスとか、あと小型テントを利用したキャンプ場とか、いろんなことをうちでも取り組んでおります。そういった幅広のことも含めながら、先ほど言いました環境整備するわけですから、金の取れる仕組みも含めてということでは、含めて、前向きに取り組める可能性があれば、可能性調査みたいなのところの関係のところとお話しすることはやぶさかではないと思っているところでございます。

それから、五ヶ瀬キャンプ場のバンガローの老朽化の話ですが、五ヶ瀬の里キャンプ村は昭和61年にオープンをしております。当時の臨港事業で造ったものです。今現在は、NPO法人に指定管理をしていただいております。昨年の宿泊者は3,699人となってございまして、まだコロナ前の海外からのお客さんもあったということで、大変多い人数であるかなと思っています。

バンガロー自体、それから施設の関係ですが、平成の21年にバンガローを含めた大規模な改修を行ったところです。その後は、指定管理と協議を行いながら、必要な改修を毎年行っており

ます。今年は、コインシャワーの修理とか、合併浄化槽の改修とかを実施しております。

それから、集客に関しましては、W i — F i 環境整備を県の事業も取り組みまして、今年度整備する予定にしております。その後、ワーケーション事業と一緒に取り組むと、モデル的に取り組むということを考えています。

バンガロー等についても、必要な部分、例えば階段でありましたり、デッキの部分でありましたり、危険な部分は特に協議をしながら改修しております。お互いに、今現在では、基本的に今のバンガローをそのまま建て替えという話のことは、現在出てございません。将来に向けてという部分でのテーブルを持っているわけではございませんので、なかなか今現在その話は出ていないということで、行政のほうでもそういう構想は持っていないというところでございます。

それから、白滝へのアクセス、それから、うのこの滝の遊歩道整備ということでございます。

うのこの滝の遊歩道から先に申し上げますと、同じく昭和61年、キャンプ場と同時代でございますが、整備をしたものでございます。途中までのあれは、農道ですか、農道の話はちょっとあるんです。農道の話と、それから先の滝に降りる階段という部分に分けられると思うんですが、農道部分についてはNPO法人のほうに委託をして、草刈り、それから管理、遊歩道に降りる階段部分についても管理をしていただいております。見回り、それから、台風後の見回り、管理等々をやっていただいております。滝つぼが断崖絶壁の下にあるので、当時よく造ったなと思われるような遊歩道だと思っております。

なかなかその新設の話になりますと、なかなか下流のほうから入れてくるということになると、なかなか難しいということなので、今現在の遊歩道をきちっと、やはり遊歩道、階段部分を管理をしながらと思っております。議員御指摘のとおり、私も言いましたとおり、昭和61年に整備したもので、安全性等々をもう少しやっぱりきちっと管理をしていくとか、もうペンキが剥けている部分とかあるということですので、早速来年度に向かってはきちっとやりたいなというふうに思っているところです。

滝つぼの部分のいろんな整備もあると思うんですが、これについては、河川管理者との協議も必要かと思しますので、それを併せて検討する部分かなと思っているところです。

それから、白滝につきましては、確かにもうこれまでも、随分と何回も一般質問でされている部分です。確かに今年も紅葉がきれいで、多くの観光客が足を運ばれたと聞いております。その中でも、やはり交通のすれ違いとか、道が狭い部分でありますので、なかなか交通の便としては非常に厳しいという話を聞いております。

我々観光分野としては、道に手を着けるのはなかなか観光としては厳しいんですが、今現在看板も一つもないじゃないかという御指摘もありますので、やはり道が狭い部分等々については、看板をきちっと設置しようということで、予算化をしたいなと思っております。

現状では以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7 番、小笠まゆみ議員。

○議員（7 番 小笠まゆみ君） 詳細に御説明をいただきましたが、今、ソロキャンプとか、それから、キャンピングカーを利用してとか、空き家を改修してとかいう、本当にいろんな流れが出てきている状況があります。

そういった中で、どこでもソロキャンプなどをしたり、キャンピングカーを置いて、基本的に水、電気、そういったものは、キャンピングカーは自分で、キャンプをする人も自分で用意をしていかれるというところがあるので、どこの道に入って、例えば川沿いとそういうところでキャンプをされるのか分からないという状況があります。キャンプをするイコール火を使うということに結びついて、それが火災の原因、山火事の要因とならないかという部分も、ちょっと不安という部分もあるわけですが、町に、田舎に行こうということで、町にそういったキャンプ場なりという部分がありますよという部分を発信していけば、楽しんだところとは別に、キャンプ場に、オートキャンプ場に行つてとか、自分たちでキャンプできますよというようなそういうところ、場所に行つて、車を止めて、そこで夜を楽しむとかというふうにできて、我々としても安心できるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひとも試験的に行われるということでありますので、トライしていただいて、よければほかのところにも広げていっていただきたいなというふうに思います。

バンガローの件ですが、まず自分が泊まりたいかというのを基本に考えていただきたいなというふうに思います。最近、SNS で情報がたくさん出ているわけですが、泊まりたくはないよねっていうふうなコメントも見たことがあります。実際、もう本当に古いのは間違いないんですが、安全性を一番に、すごいロケーションもいいところなので、安全性とかそういうものを、やっぱりしっかりと保って、維持していただきながら、どの時点下では、やはり五ヶ瀬らしい建物にまた建て直すという方法もあるのではないかなというふうに考えております。

それから、うのこの滝なんですけれども、これ、8 月 9 日にボランティアでごみ拾いに行きました。もう行き切らんよねっていうぐらい降りていったら、上っていかないといけないということなんですが、すばらしいのは、やはり滝つぼの裏に歩いて行ける、周遊ができるということなんですよね。ただ、本当に健康でないと、岩の間を降りたり上ったり、立ったりというふうにして行かなければならない、とてもじゃないけどヒールなどで降りていけるようなところではないので、そういったところも今後、自然を売りにしている町であるならば、しっかりと遊歩道を整備していただきたいなというふうに思います。

遊歩道の下の部分、滝つぼじゃなくて降りていくところ、綾議員とか渡邊議員とかも一緒だったんですが、ごみ捨て場になっているんですよね。機械とか、ちょっとした小さな機械、そうい

ったものとかまでであるというような状況なので、こまめに行きなさいということは言いませんけれども、やはりシーズンになる前には、きちんと管理をしていただくというようなことはお願いをしたいと思います。

ぜひとも滝つぼ、滝の後ろ、そこを通れるような整備というの、今後検討していただきたいなというふうに思います。

あと、白滝、これ、当然SNSで上がっていたんですけど、離合ができなくて、自分の好きな車を、タイヤも含めて泥だらけになったと、自分がバックしないといけないので、バックしたけど、もう延々とバックしたというような、そういう情報が出ておりました。

現に、課長もおっしゃいましたように、現場としては、今年もいろんな状況を把握されているということで、離合箇所の周知、離合できる看板の設置というものを、まずは最低限、必ずやっていただくということ。

そして、道路の整備、これは白瀧議員のほうからも、要望も含めて一般質問もされてという経緯がございます。そういったところで、何で毎回出るのか、要は何もしていないからということなんです。我々の町が自然を売りにして、その自然を観光資源としてということであるならば、人が来たときに安心して、安全でという部分が大前提ということを再度認識していただいて、しっかりと対処をしていただきたいなというふうに思います。

最終日に、長期総合計画を議案として上程されていますけれども、中身を見ると、本当に理想的な部分で、今話した部分も全て含まれております。そういったところを、やっぱり今後しっかりと、来る人、利用する人、そういう人たちの立場に立ってみて、物事を考えてやっていただけるように、ぜひともお願いをしたいと思います。

3番目に入ります。年長者の健康管理、この部分についてお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

次の質問に移る前に、今のうのこの滝、それから白滝、五ヶ瀬のメインの観光施設ですけども、特にうのこの滝については遊歩道整備、またいろんな危険箇所があるということもあるので、次年度に向けて看板設置は最低限やっていこうと。

ただ、全体の改修とかについては、かなりの事業費を要するだろうという想定をしていますので、この部分についてはしっかり検討していきたいと思います。

また、キャンプ場についても、今、中央自動車道、蘇陽～五ヶ瀬間が事業化になって、五ヶ瀬西インターがキャンプ場近辺に設置されるということで、具体的な設計が進み出す段階であります。非常に、あのキャンプ場がどうなるかというの、一つの大きな設計部門の一要素にもなってくるのかなと思っていますので、そこ辺とも国交省含めて協議しながら、次の手を打ってい

きたいと思っています。

また、白滝の町道についても、建設課長とも話していますが、交付金事業では厳しいと。予算的に他の町道も踏まえて、抜本的な2車線道路は厳しいんじゃないかなという議論をしています。

ということで、回避所を要所に設置していくという形が、やはり現実的な道路整備かなということで、まずは調査設計やってみないと、青写真ができてこないと整備もできない。まずは、その部分に取りかかる。当然、予算の状況にもよりますが、そこが第一かなと思っているところです。

そういった形で進めてまいりますので、御理解をお願いします。

続いて、3つ目の質問、年長者の健康管理についてということで、新型コロナウイルス感染症感染拡大に伴い、いろんな福祉施設、ふれあい施設も含めて、休止する期間がこれまで大分ありました。

そういった中で、我々も、認知症の方とか、高齢者の方々の健康管理をどうしていくということを、福祉課とともにこれまでもずっと議論してきております。その辺の経過も踏まえて、具体的な質問ですので、福祉課長のほうから答弁させます。

○議長（甲斐 政國君） 福祉課長。

○福祉課長（武内 秀元君） 福祉課長です。小笠まゆみ議員の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の認知症が進んでしまっていないかという御質問ですが、高齢者の介護予防事業として推進しておりますのが、高齢者いきいきサロンであるとか居場所、それから、ふれあい施設の活用がございます。

高齢者いきいきサロンや居場所は、月に1回実施しておりますが、ふれあい施設は土日を除いて月曜から金曜まで、毎日NPO結ネットたんぽぽによるボランティアで運営をしております。

新型コロナウイルス感染症が国内で感染拡大し始めました2月の下旬から、いきいきサロンや居場所の閉鎖を行いまして、ふれあい施設は2月の27日から4月5日まで、1か月以上にわたり閉鎖をいたしました。

ふれあい施設は4月6日から開所いたしましたけれども、再び感染拡大のおそれがあるということで、4月の16日から5月8日まで閉鎖をしております。

もともとこの介護予防事業は、認知機能の低下や下肢筋力の低下を防ぐために行っておりますので、介護予防事業ができなくなりますと、認知症等の進行が懸念をされました。

自宅での自粛期間中は、地域包括支援センター職員やNPO職員が、電話とか自宅訪問を行いまして、実質2か月以上にわたる自粛で、認知機能の低下が気になる高齢者がいたという報告も受けております。自粛期間中はできるだけ訪問を行いまして、認知機能の低下や下肢筋力の低下

を防ぐための指導を行っております。

5月の連休明けから、介護予防事業を中止することなく行っておりますので、高齢者が元気を取り戻しているといううれしい報告も受けているところでございます。

認知機能は、予防事業を行うことによりまして、進行を遅らせることができますので、社会参加というのが一番効果的であるというふうには考えております。

また、教育委員会の理解を得まして、地域包括支援センター職員やNPO職員が、高齢者宅に本を届けるサービスというのも一時期行っておりましたので、認知機能の低下を防ぐ取組の一つとしては、少しは効果があったのかなというふうには考えております。

1点目の御質問につきましては、以上でございます。

2点目の四肢の衰弱、体力の減退、心の病などの状況と対策はという点でございますが、先ほど認知症の進行に関します御質問でも触れましたけれども、介護予防事業ができなかった期間、下肢筋力の低下が気になる高齢者も見受けられたところでございます。

下肢筋力は、低下が見られましても、再び介護予防事業を行うことによりまして、筋力は上がってまいりますので、元の状態に戻すには時間が若干かかりますけれども、対策はできているというふうに考えております。

介護予防事業につきましては、今年度から介護予防サポーター養成講座というものを実施しておりますので、今年度、町民の中から14名のサポーターを要請したところであります。来年度からは、そのサポーターの皆さんが、居場所等で運動に関する指導を行っていただく予定でございます。

また、心の病につきましては、誰もが経験したことのない新型コロナウイルス感染症ですから、多くの町民の皆さんが心の病を抱えている状況ではないかというふうには思っているところでございます。

心の病から自殺につながるケースが多いということから、平成28年に全都道府県と全市町村に自殺対策の行動計画策定が義務づけられまして、本町では、平成31年の3月に計画を策定をいたしました。

その計画の中で、ゲートキーパー養成講座の実施というものをうたっております。これは、生活面で深刻な問題を抱えていたり、困難な状況にあつたりする住民が、早期に必要な支援につながるよう、町職員や民生委員にゲートキーパー養成講座を実施をしております。今年度は、10月の民生委員・児童委員定例会に合わせまして、ゲートキーパー養成講座を実施をいたしましたところでございます。

また、心の病を抱えている方への支援としましては、保健師や地域包括支援センター職員が、電話や訪問によりまして支援をしている状況でございます。

そのほか、平成31年度から社会福祉協議会に、生活困窮者の相談支援窓口を設置しておりまして、生活困窮者に対する総合的な支援体制も整えているということでございます。

本年10月の全国の自殺者というのが2,153人ということで、一月で2,000人を超えております。その背景には、新型コロナウイルス感染症の影響が大きいというふうに考えられますし、女性の自殺者が大きく伸びていることは、女性の貧困が影響しているのではないかという報道もございました。

新型コロナウイルス感染症の影響による心の病は、誰もが少なからず抱えている問題でもあるというふうに考えますが、そのことに対する対策というのは、非常に難しい課題もありまして、これといった対策が出ていないという歯がゆさも感じているところでございます。

2点目の質問につきましては、以上でございます。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 認知症が進んでしまっていないか、現に変な電話がかかってきたとか、そういうこともあるし、会話が何かおかしいぞという方も、実際お見受けしたという経緯があって、人と接さないというので起きてくるいろんなものがあると思うんですけれども、認知症、まさにそういうことがあるんじゃないかなと、それでお尋ねをしたところであります。

ただ、いきいきサロン、それからふれあい施設、結ネットたんぽぽさんとか、包括支援センターの皆さん方、社協の皆さん方、本当に年長者の方々に対して、しっかりとサポーターをしていただいているということで、SDGsではありませんが、一人も取り残さないということを心に、これからも活動をお願いしたいなと思います。

一つ、男性がなかなかサロンとかにも出てお見えにならないというところもありますので、そういう部分の促しも、さらに努力をお願いしたいなというふうに思っております。

人生100歳時代だというふうにいいますけれども、医療機器につながれて、管につながれて100歳を迎えるのではなくて、元気に100歳を迎えるのが理想でございます。そういった部分で、やはり体の健康、心の健康ともに大切でありますので、介護サポーターも14名ほどいらっしゃるということで、また民生委員さん、児童委員さんとかで、ゲートキーパーにも講習を受けていただいているというような状況を聞いて安心したところですが、本当に、さっき課長が言われましたように、女性の貧困というのは、ちょうど今日、朝テレビでやっていたんですけど、正規の雇用ではなく、非正規雇用という部分があるので、給付金も頂けてないという人たちが大勢いらっしゃる。子供を抱えて、独り親世帯としてという部分でも、このままでは生活がままならないというような話を聞いたときに、本当にSDGs、大切な取組になりますので、そういったところを含めて、これから先も町がしっかりと後ろにいるんだと、あるんだというところをどんどんアピールしていただいて、安心感を与えてほしいなというふうに思います。今後も、し

っかりと活動していかれることを望みます。

では、最後のです。その前に、さっきの観光の部分ですが、青写真をつくっていかんと形が見えんよねというようなお話だったんですが、何年も放置されているのと一緒になんですよ、形、一つでも動かないと。ぜひとも第一段階、歩を前に進めていただきたいという部分はお伝えしておきます。

最後の分煙環境整備につきまして、答弁をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠議員からの4つ目の分煙環境整備についての御質問でございます。

第1点にありますとおり、新庁舎のほう、順調に今進んでいまして、3月31日はちょっと厳しいということで、6月いっぱいを竣工をめどに、今、建設課のほうが施設については担当して動いているところでございます。

当然、喫煙所の課題も抱えながら、内部の協議はしておるところですけども、その辺の状況説明、また、新庁舎だけでなく、公共施設等の喫煙所についても課題がありますので、その辺を担当課の総務課長のほうから答弁をさせます。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。分煙環境整備についてお答えさせていただきます。

新庁舎に喫煙所は設置されるのかということでございますが、まず、役場の庁舎につきましては、新庁舎でもそうでありますが、役場の職員だけが使用するというものではございませんので、来庁されるお客様が喫煙する場所も確保する必要があるかというふうに考えております。

ただ、役場の庁舎につきましては、健康増進法という法律がございますが、学校や病院、児童福祉施設など、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設とともに、第一種施設として規定されております。この第一種施設につきましては、同法で原則敷地内禁煙ということになっておりますが、喫煙をすることができる場所が区画されているでありますとか、標識が掲示されている、施設を利用する者が通常立ち入らない場所であるなどの要件をクリアできれば、特定屋外喫煙場所として喫煙場所を設置することができることになっております。

現在の庁舎もそのようなことで、敷地内の3か所に特定屋外喫煙場所ということで設置しております。新庁舎におきましても、まだ具体的な場所は決定しておりませんが、職場における受動喫煙防止のためのガイドラインというものがございますが、これに基づいて適正な場所に特定屋外喫煙場所を設置したいというふうに考えております。

もう一点、公共施設の喫煙所について改善の考えがあるかということでございますが、同様に他の公共施設の喫煙箇所につきましても、このガイドラインに基づいて設置しておりますが、現

状、公共施設喫煙箇所として不適切であろうという場所で喫煙が行われていることがあれば、逐次改善してまいりたいというふうに考えています。

全ての公共施設から喫煙箇所を排除するということは考えておりませんが、たばこを吸わない方への配慮でありますとか、受動喫煙の防止対策をしっかりと取りながら設置してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） この質問をしましたのは、おまえ、たばこ吸うけん、おまえがせえという話でもあったんですけども、一番の基本って、これを議論することになったのは、地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する要望書というものを8月の24日に議会が受理しております。当然、役場にもお見えになったと思うんですけども、結局何かといたら、やはりたばこを販売する人、たばこを作る人、そういう方々もいらっしゃる中に、たばこを買うと税金が、買ったところの自治体に行くという部分もあるし、そのお金を活用して、きちっと何が一番かということ分煙なんです、分煙。その分煙できることをやってくださいと、嗜好品なので、それを強制的にやめよということは、それは、私はタブーだろうなというふうに思うんです。

それとあと、敷地内禁煙と言われて、敷地外に出てたばこを吸っている状況を、学校関係で見たことがあります。うちの町立の学校ではないので。果たしてこれがきれいな姿かとか、本来の姿かということ、違うと思うんです。

最近、きちっと分煙と、こういうところで自民党の党本部に、町長、行かれたことありますよね。玄関入ってすぐのところにちゃんとエアー、区切ってあって、出入口は自由で、要はたばこの煙をここに向けて吐いてくださいって、空気清浄機できちんとしていうスモーククリアーという機械なんですけれども、このスモーククリアーという機械は、1人用、2人用、3人用、4人用、5人用とかいうふうにしてきちんとあるんです。そこで、ちゃんと今はコロナウイルスを持っている人が、そこでたばこ吸って、そこに入ってきた、喫煙所に入ってきた人が感染してということもないわけじゃないということで、きちんとウィルス除去までできる、そういう空気清浄機を持たせた喫煙スペースを確保するというものも、世の中にはございます。そういった部分で、分煙というものをきちっとやっていただきたいなと。

そして、先ほど言いましたように、分煙ということですので、今現在、私、最近町民センターに行っていないので、町民センターの喫煙所がどうなっているか分からないんですが、玄関、入り口のところですよね。あと、公共施設じゃないんですけど、木地屋も玄関、入り口のところで喫煙をするというような状態。意味があるのかなと、正直思わないでもないです。そこをちょうど通るときに、たばこの煙を吸う人もあるわけなので。であるならば、きれいな形で、きちんと

した形で分煙をしっかりと行うというようなことをすべきではないかなというふうに考えております。

要望にも上がっているのは、どうしても分煙というのを徹底してやってほしいというような内容だと受け止めております。今後、それを受けて、どういうふうに考えを持たれているか、町長のほうからお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。小笠まゆみ議員から、分煙施設、庁舎もでしょうが、公共施設、三セクの施設も含めて、今後どう対応するかということで、基本的な考え方を述べさせていただきます。

先ほど、総務課長答弁しましたとおり、第一種施設は健康増進法により、原則敷地内禁煙というのは、当然前提としてあるわけですが、学校施設も含めて、やはり敷地内喫煙は控えてくださいという形で、今、指導させていただいているところです。

私自身も、今現在はたばこ吸いませんので、特に支障はないんですが、喫煙家の方々にとっては、当然喫煙場所は必要と。ただ、周りの人には分煙ということで、喫煙の影響を極力、ちょっとたばこの煙が来るから嫌じゃとか、そういった方も世の中たくさんいらっしゃいますので、そういったための分煙施設だと思います。

ただ、市町村たばこ税についても、それ相応の、五ヶ瀬町も入ってきているという情報、認識もしているわけですから、じゃあ、要望書にあったとおり、その財源を活用して分煙施設を造らんかというのも十分理解できるところでございます。

そういった中で、まず、先ほど言われましたように、いろんな建物内に分煙施設を造るというのは、現状ではまだ考えておりません。ただ、喫煙場所については、それ相応の場所を確保するというところでの場所選定に入っているところでございます。

また、木地屋とか、ワイナリーとか、町民センターとか、そういった部分で、今現状喫煙場所として捉えている場所がいいのかどうかというの、いろんな意見を聞いております。その辺を、再度管理者とともにしっかり協議しながら、やはりある程度皆さんに理解がもらえるような場所の選定を見直ししていくということは、やっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 厚労省が出した受動喫煙防止対策の一環でというふうになっていきますけど、事業者に対しては補助金というものも、例えば、スモーククリアーという機械を入れるなら、上限100万補助金出しますよ、事業所ならですね。これ、自治体は、多分違うと思います。そこをもう一度確認していただいて、ドームもそうですし、木地屋さんもちろんそう

ですけれども、そういったところがちゃんとできないのかというのは、検討をしてください。

正直、雨ざらしなんですよ、ほとんど。冷たい風に身を縮ませながらたばこを吸ったりとか、何か1,100万も年間平均して、納税をみんながしよらすとに、何で私たちこんなに追いやられにやいかんかろうねって、駅に行けば端っこ、空港に行っても本当に歩かないといけない。そういう何か喫煙イコール悪っていうことになっている感じがするんですが、たばこを吸っても長生きされている方もいるぐらいです。やめるストレスとどっちが、百害あって一利なしとも言われますけれども、いろんな意味で何がいいのかも分かりませんが、分煙をしっかりとすることは大切なことだというふうに、それだけははっきりと言えらると思いますので、いろんな場所をしっかりと検討していただいて、この要望に上がってきているもの、これもしっかりとした答えを出すべきじゃないかなというふうに思いました。

これで一般質問を終わります。

.....

○議長（甲斐 政國君） 約1時間ほどたちましたので、ここで暫時休憩といたします。場内の時計で11時から再開いたします。よろしくお願いします。

午前10時52分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（甲斐 政國君） それでは、休憩を閉じ再開いたします。

次に、1番、渡邊孝議員、御登壇願います。

○議員（1番 渡邊 孝君） 1番、渡邊孝。通告に従って一般質問をさせていただきます。

質問の事項1、住宅・宅地の整備促進の考えについて。

質問の要旨①過去10年間の整備状況を踏まえ、今後、どう進めていく考えか。

②、住宅のそれぞれの種類によってニーズの違いがあると思うが、実態は把握されているか。また、町産材を使った耐震性に優れた木造住宅の建設の考えは。

③町内にある県教職員住宅に12戸の空きがあるが、県教育委員会と連携して、町の教職員への貸出しはできないか。できるとすれば、その空いた教職員住宅を一般住宅として貸せないか。

④現在、公営住宅、特定公共賃貸住宅、一般住宅を合わせると82戸の町営住宅があるが、鞍岡地区の戸数が少ないと思う、新規の建設の考えは。

関連質問、住宅建設の民間への働きかけの状況は。

町営住宅の移住、引っ越し等に対する助成を含めた支援の考えは。

質問事項2、空き家対策について。

質問の要旨①近年、空き家の増加が目立つが、貸家としての整備活用状況は。

②町内への移住・定住への空き家情報は、十分に発信されているか。

③長年、そのまま放置された空き家も多いと思うが、町の景観や安全の観点からも、その対策が必要では。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、渡邊孝議員。

○議員（1 番 渡邊 孝君） それでは、まず通告に沿って、まず住宅問題の過去 10 年間の整備状況について町長より御説明を、答弁をお願いいたしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員からの 2 つ、大きく分けて住宅・宅地の整備の促進の考え方について、それから 2 点目が、空き家対策についてということで、具体的な個別の質問が、住宅・宅地の整備については 4 項目ございます。1、2、4 について、私のほうで答弁させていただいて、教職員住宅関連については、教育長のほうから答弁をさせます。

また、空き家対策については 3 つの個別の質問がございますが、①、②については担当課の企画課長、それから、③については、危険対策も含めてですから、総務課長の方で答弁させます。

まず、住宅・宅地の整備促進の考え方の①過去 10 年間の整備状況を踏まえ、今後どう進めていく考えかという質問についてお答えします。

まず、五ヶ瀬町の住宅政策の現状からお話しさせていただきますと、平成 20 年度に坂本地区に僻地教職員住宅 2 棟を建設以降、この 10 年間に於いて、公営住宅の建設は行っていないという状況でございます。

その背景としましては、これまでの間、公営住宅の空き室に伴い、これまで随時入居募集を行ってまいりましたが、なかなか応募がないという状況が続いております。そういったことも、公営住宅建設に積極的になれなかった一つの要因であります。

しかしながら、老朽化とか学校再編に伴い、空き室となった教職員住宅の用途廃止を行い、一般住宅化したものが平成 28 年度に 5 戸、平成 31 年度に 3 戸ありまして、用途廃止を行った一般住宅 3 戸を差し引いても、5 戸分は一般町民への利用に活用するという事で動いております。

また、現在、教職員住宅が不足しているという背景を受け、特定公共賃貸住宅、室野団地を教職員住宅専用住宅として利用していることもありまして、一般住民への住宅供給が不足しているということも否めません。単身赴任の教職員の方々に対しては、間取りを含め、需要以上の部屋を供給しているのではないかという課題も抱えております。

次に、町営住宅には維持管理の問題もございます。経年劣化による各種設備の不具合とか、本町ならではの風土、特に冬が寒いという季節柄、住宅構造上の不具合がもたらす結露とかカビの多発により、多額の修繕料が必要となっております。

一方、五ヶ瀬に持ち家を持ちたいが、宅地がないという状況もございます。普通の町場であれば、不動産業者さんがいらっしゃって、供給できる分譲地をあっせんして、建てたい場所に自分の家を建てることができますが、本町の場合は、個人自らの交渉となり、農地を活用する場合も農地法の兼ね合いもあり、非常に難しい状況でございます。

以上のような状況を踏まえ、今後の住宅整備につきましては、まず第一に教職員以外も住むことができる、単身者も利用できる住宅が必要と考えています。それも、日之影、高千穂町でも実践されております民間賃貸住宅が建設することができないかと、現在、模索しているところでございます。

ただ、そのためには、民間業者が参入してくれるような支援制度とか、入居者が入りやすい賃貸体系の確立などが必要となります。

また、持ち家建設のための町有地での宅地造成や、老朽化した既存住宅の建て替えや処分も今後必要になるということで考えております。

まず、第1点については以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、渡邊孝議員。

○議員（1 番 渡邊 孝君） 1 番、渡邊孝です。今回、この住宅問題、私質問させていただくに当たしましては、町民の方の非常に関心の高い問題でもあるし、要望が非常に私の耳には届いておる問題でありましたので、御質問させていただいたわけです。

今、町長の答弁の中に、住宅を造るに当たって、要望等がそう多くなかったのではないかと、そして、造っていても、五ヶ瀬の気象条件、冬場非常に凍結したりするということで、維持管理に経費のかかる部分において、非常に進まなかったという御答弁だろうと思います。

私、今回の、一番最終日に第6次五ヶ瀬町総合計画が出されているわけですが、第5次の五ヶ瀬町総合計画書を見てみますと公営住宅については財源を確保して、計画的な持続整備を行い、快適な住宅環境を提供できるように努めますと、こういうふうに書いてあります。それぞれの時代によって、10年間の計画ですので、徐々に進めていきたいといったことだろうと思います。

町長の答弁にもありましたように、一番最後が教職員住宅、これは多分坂本だと思いますが、平成20年に造られたということだと認識しております。

今回のこの住宅問題に関して、私もまだ議員になって10か月足らずですので、大変勉強不足ですので、近隣の市町村の状況をちょっと勉強させていただこうと思ひまして、お隣の椎葉村、それに隣接しておる山都町、日之影町、それぞれ出向いてお伺いをさせていただきました。公営住宅、特定賃貸住宅、一般住宅の戸数とかをお聞きしたのですが、やはり五ヶ瀬町がどうしても、これは御存じのとおりなのですが、県内でも一番下のほうにあるということで、参考までに公営

住宅に関しては椎葉村91戸、日之影町91戸、大和299戸と、一般住宅、特定賃貸住宅いろいろ合わせますと、五ヶ瀬町が82戸で椎葉村136戸、日之影町は178戸、山都町は377戸と。

今日は、高千穂町のほうからも議員の方、傍聴にお見えですが、高千穂は観光地でありますし、一般の住宅が大変多いということで、私もちょっと調べてなかったんですが、急遽昨日役場のほうに電話したら、公営住宅が204戸、現在。ただ、高千穂の場合、民間が非常に多いんですよと、ちょっと調べますわということで、調べていただいたら600戸以上あるそうです。非常にそういった住宅環境は整っている、人口も多いですからかなと思いました。

山都町にしては、もう五ヶ瀬の場合は、これは特にですけど、文化、昔からもう山都町との付き合いが深いもんですから、ちょっと聞いてみますと、山都町の場合は、住宅は6戸しかここ10年間では建ってませんが、住宅地の分譲をされていたということで、私が行ったときに見学させてもらったら、10区画、一番最後の住宅が今ばやりの立派な住宅ができておったところです。

そういった感じで、うちの町が、やっぱりいろんな事情はあると思うんですが、地元の要望も高いので、今回、こういうふうに町長の今後の気持ちをお伺いしようと思って。

これは、県の建設住宅課というところの調べですが、人口1万人当たりの住宅数というのが、やっぱりうちが一番最下位でありまして、やっぱり少ないんだなと改めて思ったところです。

今度の第6次五ヶ瀬総合計画の住宅の政策は、第5次とほぼ同じなんですが、一つだけ、公共施設等総合管理計画に基づき、公営住宅の計画的な維持管理を実施しますとありますが、これは、総務省が平成26年4月に地方公共団体に対して、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するためのものでありますと書いてあるんですが、本町では、現時点でどのような実施計画があるのか、もしよければ具体的に説明をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。住宅関係の耐用年数と投資金額に含めた、それから、現状の部分での管理計画はつくっているんですが、現在、ちょっとこの通告になかったので、持ってきていませんので、必要があれば、また具体的な確認して、お話しさせていただきたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 1番、渡邊孝議員。

○議員（1番 渡邊 孝君） すいません、質問を円滑にするために通告しておけば、しようかなと思ったんですが、第6次計画のほうにしっかりうたわれておりましたので、そういうのを把握しながら計画が立てられているのかなと思いましたので、申し訳ありません。

次に、②の住宅のそれぞれの種類によってニーズの違いがあると思うが、実態は把握されているのか。また、町産材を使った耐震性に優れた住宅の考えはということで、お答えをお願いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員からの住宅宅地の整備促進に関する2点目の質問、ニーズの実態把握についてお答えさせていただきます。

まず最初に、公営住宅入居希望者のニーズを担当者から聞き取りますと、やはり集合住宅よりも個別住宅、一戸建てのニーズが高いと。問い合わせも、戸建て、一戸建ての件が非常に多いと確認しております。

また、併せて一戸建て住宅については、生活しやすいんでしょうか、なかなか空き室が出なく、入居者は長期の方が多いということでもあります。

次に、単身用か世帯用かという点では、そもそも単身用住宅は、120戸中4戸と、圧倒的に少ないという状況もあって、非常に外部の方々、単身赴任世帯も増える中、現状以上の単身用住宅を確保することがまず大切かなということで考えております。

次に、住宅の種類という点では、低所得の住宅、困窮者向けの公営住宅につきましては、現状の応募状況から見て、その量は十分ではないと考えおります。

一方、中堅所得者向けの特定公共賃貸住宅につきましては、公営住宅入居者で、収入超過者になった方のあっせんする住宅がないということを考慮して、不足していると考えております。

事例として、低所得者の住宅困窮者向けの公営住宅に入居されている方が、長年そこに住み続けられて、所得が上がるにつれて家賃も上がってまいります。そういう住宅制度になっておりますので、その辺をある程度所得が上がれば特定公共賃貸住宅に移ってもらう。本当はそういうことをしたいんですが、そういうのがちょっとできない状況ということで、特公住宅が少ないということでもあります。

その他、教職員住宅につきましても、一部の特定公共賃貸住宅が、先ほど申しましたとおり、教職員住宅として利用されているということからしても、不足しているということでございます。

次に、収入等に影響されなく、比較的低价賃の一般住宅につきましては、移住・定住者のことを考えますと、当然なくてはいけない。なければいけないけども、足りないという状況でございます。

次に、住宅の質という点では、多くの住宅において満足されていないと考えております。それというのも、経年劣化による各種設備の不具合とか、本町ならではの気象条件から、先ほど申しましたカビとかそういったものが住宅構造上発生しているということもありますので、今の段階でその辺の対策をどうしようかというところが大きな課題となっております。

いずれにしても、先ほどから渡邊孝議員御指摘のとおり、住宅の絶対量が不足しているということでございます。ただ、建設コストを当然考えてやっていかなきゃいけないということで、先

ほど説明しました民間、官民連携も今後やはり最重要課題かなということで、今、全体での取組をスタートさせてもらったという状況でございます。

2点目については以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、渡邊孝議員。

○議員（1番 渡邊 孝君） 1番、渡邊孝です。住宅の種類によって、それぞれのニーズが違う。今、町長のほうから答弁がありましたように、やっぱり一戸建てのほうが要望が多いということ、これ、逆の立場になれば、私たちもどんな家に入るかといえ、やっぱり一戸建てのほうがいいかなと思うわけでありまして、当然、そこ辺にニーズはあるのかなと思います。

また、後からまたちょっと触れますけども、一番最後のほうに町長がコストのかかる影響で、民間への協力体制をしっかりとしたいと思っているということもありましたので、また後からこの件に関してはお伺いをしようと思っております。

それと、私、この五ヶ瀬町というのは非常に、もう御存じのとおり、自然に恵まれた木材の豊富な町でありますので、通告にも出しておりますけども、町産材を使った耐震性・耐久性に優れたぬくもりのある木造住宅というのが、非常に今後五ヶ瀬町として、独自のやっぱり住宅造りをしていただきたいと思うところであります。

またその考えがあるのかということと、第6次計画の中に、地元産の利用を推進するために助成等を行いということがあります。この助成というのは具体的にどうということなのか、御説明をお願いしたいと思います。現時点でよろしいです。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。ただいまありました木造住宅については、当然、町としては推進しながら、木材を使った耐震性のある住宅を造っていくというのが、基本的に考えています。

助成制度については、現在、コロナ禍なので、新たな事業も出ておりますが、従来から県産材を利用した補助制度も動いていますので、その部分については、所管から、農林課長のほうから答弁させます。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。すいません、渡邊議員の御質問にお答えさせていただきます。

県産材を使いました事業等につきましてですけれども、町におきましては、町単事業におきまして、町産材を使った方に補助を、一部助成をするという事業を行っているところであります。

本町におきましては、町単事業につきましては、この1事業ということで、ちょっと実績等につきましては、ちょっと手持ちに数字を持っておりませんが、毎年2件ないし3件等の申請等が提出されているところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、渡邊孝議員。ただいまの渡邊孝議員の中で、第 6 次の総合計画の話が出ておりますけれども、これはまだ認定前で、計画案でございますので、この内容について触れるのはどうかなというふうに思いますので、考慮ください。

1 番、渡邊孝議員。

○議員（1 番 渡邊 孝君） 1 番、渡邊孝です。今、議長のほうからそういった御注意がありましたので、肝に銘じて質問させていただきます。今後は、6 次計画については触れないようにさせていただきます。

先ほど、農林課長の地元産の助成等を行いの部分で質問しましたが、具体的にどんな感じで進むのかなということで、もうしっかりと数字を知りたいとか、そういうことじゃありませんので、そこ辺は御了解をいただきたいと思います。

次に、④、すいません、ちょっと動揺しておりますので、申し訳ないんですが、④の現在、公共住宅と合わせると 80 くらいがありますが、鞍岡の地区の戸数がちょっと少ないと思うと、新規の建設の考えはどうかということです。町長、よろしくお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員からの住宅・宅地の整備の④番目の質問の回答でよろしいでしょうか。

③の教職員住宅については、私が答弁したのに代えさせてもらってよろしいでしょうか。

○議員（1 番 渡邊 孝君） はい。

○町長（原田 俊平君） それでは、まず最初に 4 番目の質問、鞍岡地区の戸数が少ないと思うが、新規の建設の考えはという御質問でございます。その件について、まず私のほうからお答えします。

現在、公営住宅、特定公共賃貸住宅、一般住宅を合わせますと、82 棟の町営住宅がございますが、各大字単位の教職員住宅を除いた町営住宅を見ますと、鞍岡地区で 381 戸中 13 戸、率にして 3.4%、桑野内地区で 190 戸中率にして 0.5%、三ヶ所地区が 980 戸中 69 戸ということで、7%という状況で、単純に率で見ますとなります。

したがって、桑野地区が最も率的には少ないと、それから鞍岡、三ヶ所地区という順になります。これは、あくまでも大字単位というところであります。

なお、三ヶ所地区につきましては、7%という率でございますが、集合住宅があるということに加え、3つの学校があって、教職員住宅の払下げによった一般住宅もあるということが要因しているのかなと思っているところです。

しかしながら、公営住宅の分布に偏りがあるのは事実で、地元の地区に住みたいという要望に

対しましては、環境が整っていないことは理解しております。

ただ、過疎・高齢化により、今後ますます空き家が増えることが予想されます。このようなことを考えますと、各地区の住宅需要や分布を十分に踏まえた上で、新規住宅建設の一つとしながら、住宅分譲地の確保や民間賃貸住宅の誘致、さらには空き家の活用など、様々な住宅施策を今後展開していくことが大切なのかなと考えているところです。

4点目については以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1番、渡邊孝議員。

○議員（1番 渡邊 孝君） 1番、渡邊孝です。大変申し訳ありません、③が飛びましたことをお詫び申し上げます。後からこれについては、教職員住宅については、質問はさせていただきたいと思います。実は、質問が長くなるといけないと思いまして、早く質問をしようと思いましたが、こういう状況になってしまいました。

実は11月に、町内にある町営住宅を町の担当者、それと私、それに鞍岡の女子会の4人のメンバーで、一緒に拝見させていただきました。個人的にも大変いい勉強をさせていただいたなど、町内の住宅の事情が分かる意味で、よかったなと思っております。

そこで、答弁書も来とるんですが、私の調べたところによると、鞍岡地区に関しては、あそこの住宅が6戸、銀世界住宅が3戸、祇園町住宅が1戸ということで、合わせて10戸ということで理解をしておるところです。

御存じのとおり、昭和31年に三ヶ所村と鞍岡村が合併して五ヶ瀬町となったわけですが、時代の経過とともに、道路の整備も整い、今では私たち鞍岡の人たちは、町の中心部である赤谷地区に来るのには、熊本県山都町馬見原地区を通ってくるというのがもう実態であります。なかなか珍しいというか、ことではないかと思います。

そうした中、現在、鞍岡の住民だった人で、馬見原地区の住宅にお住まいの方というのが、ちょっと調べてみましたところ、10名程度いらっしゃいます。その中の3組の方が、できれば鞍岡にまた住みたいねと言われているということをお聞きしております。こうしたことから、鞍岡に関しては住宅のニーズというか、需要があるんじゃないかと、私自身、個人は思っておりますので、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員の再度の質問で、鞍岡地区への建設の必要性をどう捉えるかという質問でよろしいでしょうか。

先ほど申しましたとおり、鞍岡地区の公営住宅の建設については、必要だというのが結論、大切、やらないかんという気持ちは持っているところでございます。

ただ、大字単位、桑野内にもあっても、坂本にもあっても、やはり地域に住宅が欲しいよねとい

う声は、座談会等でよくお聞きするところです。鞍岡地区についても、馬見原のほうの山都の公営住宅を借りられている。また、具体的に大窪団地についても、町内の住民が入っているというのも十分認識しつつ、鞍岡地区への住宅整備については、必要性は十分認識しております。

現段階で、じゃあ、どういった住宅をどのようなシステムでどこに造るかというのは、当然、全く今のところ検討されておりませんので、今後の話なんですけど、一部、旧鞍岡中学校のグラウンドがいいんじゃないかとかいう意見も出ているというのも聞いておりますので、そこ辺は総合的に考えて検討していく事項だと思っています。

まずは、先ほどもこれ答弁しましたが、今後、まず単身者用の住宅を造って、そこに入ってもら。先生たちも一般町民も含めて入ってもらって、特公住宅の部分を町民向けに空けると。それは、公営住宅での家賃が上がった人たちに対しての供給先でもあるんですけど、そういった形から取り組みたいなと思っています。

やはり、移住・定住が前提になりますので、住宅建設する宅地の確保が、我が町、非常に遅れていると。また、そういうデベロッパーもいないということで、まず、そのモデルとなるような住宅団地を造ることからスタートしたいなと思っています。

そういうことで、鞍岡地区についての住宅建設については、必要性は十分認識していますという回答しかここはできませんが、そういうことで回答させていただきます。

以上でございます。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、渡邊孝議員。

○議員（1 番 渡邊 孝君） 1 番、渡邊孝です。そういうふうには町長が言っていて、非常に心が安心というか、安堵しておるところです。簡単に、口で言うのは、お金のかかるこういう問題ですので、なかなか難しい、しようと思ってもなかなかできない、2 年、3 年、5 年かかるということがあるんじゃないかと思います。

次に、時間もちょっと押しとるもんですが、違った観点からちょっと住宅問題を捉えてみました。ちょっと耳の痛い職員の方もいらっしゃるかと思います、町職員で、町外からの勤務の方の人数をちょっと調べてみたところです。

先ほど言いましたように、近隣の椎葉村、山都町のいろいろ調べてみました。これは、もう報告だけにさせていただきますが、うちの町でいきますと 1 3 1 人中 4 1 名、椎葉村は 1 3 2 名中 9 名、比率でいうと五ヶ瀬町が 3 1. 2 % です。椎葉村が 6. 8 %、これパーセントだけいきますが、日之影町が 2 8. 3 %、山都町が 2 2. 3 % ということで、現状らしいです。

この町外から通っている方っていうのは、いろんなそれぞれの職員の皆さんが、様々な事情で勤務されているということですので、数字を厳しくは、もう当然そのまま言えないことだと思います。

ただ、これ一番、巡回のときも、回ったときに、よく町民の方が言われたのが、いろんな少子化だ、いろんな問題を言われるときに、職員たちがやっぱり外から多く通ってきているというのを聞くと、あんまり面白くないよねというのが、やっぱり町民の方の率直な意見だと思います。だから、それをどうしろこうしろと僕は言いませんので、今後も五ヶ瀬町のために、五ヶ瀬愛を高く持っていていただいて勤務していただきたいなと思います。

そこで、この住宅問題を照らし合わせますと、そういう職員の中にも、もし五ヶ瀬の町内の住宅環境が整備されれば、移りたいねという方が多分いらっしゃるんじゃないかと思います。ですから、そういうことも含めて、もう町長もせんといかん、前向きに考えんといかんと言われているところですので、ぜひ、そこも含めて考えていただきたいと思います。

次に、これもちょっと関連、関連というか、関連質問になるんですが、先ほどちょっと、ちらっと町長も言われました住宅建設の民間への働きかけの状況ということと、町営住宅への移住するときの引っ越しに対する助成等をもし考えがあるとすれば、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員からの、先ほどの答弁に関連しますが、民間への働きかけについてと、それと、移住、引っ越しに対する助成という件でございます。

これも、まだ具体的に助成制度が、つくりたいんですけど、まだ動いていません。例えば、民間住宅については、2年前、3年前ぐらいから、個別に打診はしているところですけど、なかなかその用地の問題とか、将来民間が受けた場合の建設コストと償還の関係、赤字が出てもやるということは、どこの業者さんもないわけですから、ふるさと愛、五ヶ瀬愛があっても、当然、会社としてメリットがないとやらないというところが、企業ですので、そこを踏まえて、今、具体的な場所も選定しつつ、先ほど申しました単身者用の住宅という大きな課題も解消しつつ、教職員住宅との連携もしつつというような形で動き出しているところでございます。できる限り令和3年度ぐらいから動き出すように、ちょっと働きかけをやりたいなと、既に動いているところでございます。

また、例えば、先ほどもこれ述べましたが、家賃が6万とか7万という形で取られると、やはり会社、建設する場合、維持管理するほうはいいいんでしょうが、そこに住む人としてはちょっと厳しいので、そういった家賃を低減化するとか、そういったことも踏まえて、既にこれも答弁しましたが、日之影、高千穂でやられている民間業者への助成金制度も必要じゃないかなと思ってます。以前は、固定資産税の免除とか期間を持ってやるということも考えていましたが、そんな具体的な検討を今年度から来年度に向けてやっていくということを考えています。

それから、先ほどの引っ越しとか、町営住宅への移住とか引っ越しに対する助成を含めた支援の考えは、今のところまだ考えておりません。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、渡邊孝議員。

○議員（1 番 渡邊 孝君） 分かりました。民間への働きかけは、当然いろんな問題がありますので、徐々に民間の方に理解をしていただきながら、町長の答弁にもありましたが、そういった融資の金利の部分を考えるといった部分。

また、引っ越しに関しては、仮に少ない金額でも、私はいいかと思います。例えば5万程度のそういった費用が出されれば、それにもう今若い人も、大変厳しい、こういうときですので、少しの経費も抑えて生活をしたい。また、小さいお子さんをお持ちの人たちは、やっぱり本当に大変なときじゃないかと思うので、もし、そういった町内に移住とか住宅に来られるときに、少しでも手助けができればという形で心の隅に置いていただき、今後、進めていただければなと思っておるところです。

それでは、大変申し訳なく思います。③の部分をお尋ねしたいと思います。

町内にある、質問書のとおりですけども、これについて回答をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 教育長。

○教育長（猪野 貴一君） 教育長です。渡邊孝議員の3番目の御質問にお答えいたします。

まず、町の教職員住宅の現状について御説明させていただきます。

現在、教職員住宅数は37世帯であります。通勤可能な場所に自宅を持つ教職員以外の世帯数は44世帯であり、7世帯の不足となっております。

そこで、町長からもありましたが、特定公共賃貸住宅などの公営住宅を使い7世帯分を確保しているところであります。

なお、これらの数の中には、指導主事とALTも含まれております。

また、鞍岡中学校の閉校に伴い、中学校の教職員住宅を一般住宅化に変更したり、他の教職員住宅も条件つきで、町内の方に建設業の方に貸し出している現状もございました。

そこで、県教育委員会に対して、五ヶ瀬中等教育学校の男坂等の教職員住宅の空き部屋について、町で活用できないかと要望してところではありますが、現在のところ、住宅の改修や災害時の一時的な仮住まいについては、了承を得ているところであります。それらのこともあり、県の教職員住宅の継続的な活用は難しいと考えております。

これまで議会の御理解をいただき、全ての教職員の使っている住宅のトイレや水回りの整備を進めてまいりました。今後は、昨年度策定した教育施設等に関する長寿命化計画に基づくとともに、管理職等の単身が入れる住宅をどうするかなど検討中であります。教職員の住宅が充実するよう、今後とも努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、渡邊孝議員。

○議員（1 番 渡邊 孝君） 1 番、渡邊孝です。今、教育長から御答弁を頂きました。住宅の改修や災害時の一時的な仮住まいについては、県の教育委員会から了承を頂いている、許可を頂いているということですが、質問にもありますように、じゃあ、なぜ一般的な、教職員の方は、もういずれにしろどちらとも県の職員だと思いますが、貸せないかという理由があったんでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 教育長。

○教育長（猪野 貴一君） 県の教育長を含め、関係機関と担当課に要望等をこれまでしてまいりましたし、町長自らもそういうような話をしてきたんですが、現在、私どものところに勤めている県教職員は、管理監督というのは町がすることになっておりまして、県がそれを監督、管理までするまではなっておりません。そのこともあり、教職員住宅については、やはり町営のもの、民間のものを使うというのが一般的な流れになっているところがありますので、そこを県の五ヶ瀬中等教育学校にいる教職員と同じように県の施設が使えないという決まりがあるということが難しかったというところになってまいります。

ただ、今までも、熊本地震の災害により、1 年弱の期間に、鞍岡地区の教職員を男坂に住まわせたりとか、そういうようなことは全面的に協力をしていただいているところですので、どうしても県は、制度上難しくというところがあるということを常に了解を得てきております。このことについては、県も前向きに検討していただいた結果だというふうに捉えているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員の先ほどの、ちょっとこれ再度確認すると、男坂が6つ、それから広木のほうが2、2世帯分、8空いているという状況でございます。

この件については、やはり当然税金を使った県の住宅やから、空かしておく問題ですよって、だから、その分五ヶ瀬町に委託して管理するか、もう1棟要らないということであれば移管してもらって、うちのほうが買い取るとか、そういう形をやりたいっていう話を円卓トーク等で、河野知事にもしっかり申し上げました。

それから、日隈教育長にも、先日、これもまた重ねてお願いしております。

ただ、財務福利課のほうで、起債償還とか、それぞれやはり町長が言うとおりにやりたい思いがあるけども、障壁があるということで、現在のところ提案については厳しいっていう回答を正式に受けています。

そういうことで、もうそれ以上はなかなか言えない部分がありますので、先ほど教育長から答

弁があったとおり、この８戸の部分を、今度、教職員住宅を仮に改修するとか、そこを違う用途で造るという形をやるとなったときには、一定期間、１年ないし２年の仮住まいとして利用させていただくというのは、了解を取っているということでございます。それが一番ベストかなと思っていますところでは。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） １番、渡邊孝議員。

○議員（１番 渡邊 孝君） １番、渡邊孝です。今、教育長、町長それぞれ御答弁を頂きました。制度上の難しさ等々、非常に私も知らなかったんですけど、もうそういうふうに県のほうに呼びかけを精いっぱいやられているということを聞いて、安心をしました。

これ、実をいうと１０月の町内巡回のときに、地元の住民の方から、ずっと空いとるよね、もったないよねって、貸さんとどんだん家は傷むがねっていう話が、二、三聞きましたので、そういうことでお尋ねをしたところでは。答弁として、十分理解をさせていただきました。

時間押しとりますので、一番最後の空き家対策について答弁を求めたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） 企画課長です。渡邊議員の質問にお答えをいたします。

１点目ですが、近年空き家の増加が目立っておって、貸家等の整備の状況等々はどうなっているのかということでございますが、空き家が目立っているかどうか、なかなかこれ、現実問題としては、そんなに増えていないような気もするしというところで、空き家率とか都会ではあるんですが、こういう田舎では出ていないので、なかなかはっきりしないんですが、確かにちょっと、ずっと前からすると増えている感じはしますが、ここに来てというところではなかなか分からないところでは。

というのが、空き家をどう捉えるかというので、国土交通省の捉え方で、うち辺りの捉え方にマッチするのかということで、なかなか空き家と言いつらいところもあるんですが、と言いつつも調査をさせていただいたことが、これまで数度ございまして、直近では平成３０年度に実施をいたしました。その後は、随時公民館長、それから組長を通しての聞き取り等で現在に至っております。

現在、我々が空き家として捉えている住民の方とともに捉えているものが１３１戸、その中で住めそうなものという空き家が３５戸でございます。この視点もなかなか、住めそうなというのが担当の視点とかそういったものも入りまして、難しいところではありますが、３５戸と考えております。

なかなか空き家の断定や持ち主の使い方等ありまして、本当に難しい状況であります。様々な

状況であります。

ということで、あと、民間の貸出しについては、当然、いろんなところで行われておりますので、貸し借りの状況は分からない状況でございます。

これまで我々のほうでは、移住施策等を執り行っておりまして、その中で整備をして貸し出したりということは、民民でございますが、28年に1件、29年に1件、30年に2件、31年に2件、令和2年に2件ということで、制度事業を使って空き家の改修をして、貸出し等々をされた件数はそのようなことになってございます。

それから、2点目のへの移住・定住者への空き家情報はどうなっているか、十分であるかということでございますが、こちらにつきましては、基本的に都会においては、先ほど町長が申し上げましたとおり、不動産業者の方々が、そのような業務を範疇の中にあるのかなと思いますが、五ヶ瀬町においては、不動産屋がないので、高千穂の業者の方等々から情報を得るというのが一般的ではございますが、情報としてはあんまりないのかなというのが五ヶ瀬町の現状です。

その一方で、行政としては、持ち主の意思を頂いて、空き家バンク登録制度というものを運用してきてございます。

とはいいいましても、空き家バンク登録が、なかなか制度の趣旨等々を説明しても進まない状況にあるというのが、やはり空き家の難しさかなと思っております。

我々、空き家バンク登録をしておりますけれども、今現在、バンク登録が14件ございます。空きが1件でございますが、それは売り希望でございまして、残りは皆さん方住まわれているということでございまして、空き家バンクのほうは情報を取られて、皆さん方住んでいらっしゃるということになっております。

情報提供につきましては、空き家バンク、それから我々のところで知り得ている状況、それから先ほどありました町営住宅の情報も含めて、御相談があった方には、全ての情報の中からお伝えをして御相談をしているということでございますので、情報提供については、現在あるものについては全てお示しをしながら、移住・定住にということを考えているということでございます。

今後は、先ほどございました、言いましたとおり、なかなか空き家というところの取扱いが、御本人の問題等々ありまして、行政としてはそれ以上立ち入れない部分がたくさんあるので、それについては地域の方々、公民館長さん、組長さん、地域の方々が、その空き家に対してやはり活用の方法とか、逆に言えば、後のほどの、後の質問にあります、廃棄すべき空き家であれば、やはり地域の方々からもプレッシャーをかけていただくような理解を広めていくというのが、我々の一つの方向性かなと思っております。

さらに言いますと、そのような立ち入れないところを立ち入れるような仕組みとして、来年以降は一步踏み込んだことを考えていきたいなということも、今は素案でしか考えてございませ

んが、もう一步踏み込んだ形での空き家の利活用、我々企画のほうは利活用でございますが、利活用が進むようなことを一步進めていきたいなという考えでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 総務課長、4分前です。

○総務課長（戸高 勝洋君） 総務課長です。放置された空き家の町の景観、安全からの観点の話でございますが、高齢化でありますとかほかの理由等で管理できなくなって放置されてしまう空き家ということで、長年放置されてしまった空き家について、周辺の景観を乱したり往来の支障になったりと、周辺町民の方へ何らかの影響を与えてしまうということが考えられております。

また、老朽化して手を加えられることがなく、雨風にさらされ続けて放置されてしまうことによって、住宅によっては倒壊する危険性も増しますし、地震等災害が起こった際には避難経路を塞いでしまうというようなことも可能性がございます。こういったことがございますので、住民の生命の安全を守るという立場からも、大変問題であろうということは考えています。

町においても、そういった安全面の観点から問題があるという住宅につきまして、数件確認してございます。ただ、あくまでも所有者がはっきりしておる住宅ばかりでございますので、対応についてはあくまでも所有者が対応していただくということにしておりますので、確認している住宅について、所有者が判明している住宅については、その所有者の方に対して解体、撤去等をお願いして、現状では所有者の方の対応を待っているという状況でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 渡邊孝議員、2分前です。1番、渡邊孝議員。

○議員（1番 渡邊 孝君） 1番、渡邊孝です。時間がありませんので、いずれにしろ、空き家バンク制度をしっかりと利用していただいて、町内に移住される方への情報提供をしっかりとっていただきたいと思います。

うちの担当職員とちょっと話したところ、お隣の椎葉村辺りは、空き家利活用環境整備事業ということを取り組んでいらっしゃるようです。この内容については触れませんが、担当の職員に聞きますと、うちもそういうことを進めていかんといかんでしょうと、緊急にそういう会議を開きたいということでございました。ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。

最後に、地域の住民からちょっと声が届いております。五ヶ瀬が好き、だから住める家が欲しい。若者が残る家にしてほしい。早くしないと、どんどん人が減る。今なら間に合うと、そういったような声を聞いております。この住宅問題、空き家対策を非常に前向きに検討していただくように改めてお願いをして、私の質問を終わらせていただきたいと思います。

.....

○議長（甲斐 政國君） ここで暫時休憩いたします。この、場内の時計で13時から再開いたします。

午前11時59分休憩

.....

午後1時00分再開

○議長（甲斐 政國君） 休憩を閉じ再開いたします。

次に、3番、綾健一議員、御登壇願います。

○議員（3番 綾 健一君） 3番、綾健一です。通告に従いまして2点ほど一般質問を行ないます。

質問事項1点目、町道、農道整備の進捗状況について。

質問の要旨、五ヶ瀬町議会では各集落を訪問して町民の意見を聞いた中で町道、農道の整備をしてほしいという意見がたくさん出た。このことについては、私も以前、質問をした覚えがありますが、予算の都合もあってなかなか進んでいないのが状況と思われる。

町道、農道整備について現在の進捗状況はどのようになっているのか。また、舗装が傷み、穴が開いたところもたくさん見られるが、その対応はどうするのか伺いたい。また、農道は集落にて管理することになっているが、人手不足でままならない状況にある。このことについても考えを伺いたい。

質問事項2点目ですが、スキー場の今期の営業について。

今期の営業は12月25日開始予定だが、最近になって全国的に新型コロナウイルスの感染拡大が進んでおり、九州圏内も同様である。スキー場には主に九州内から県外の方も多数来場されるが、スキー場をオープンして大丈夫なのか。もし感染者が出たらどう対応されるのか伺いたい。

○議長（甲斐 政國君） 3番、綾健一議員。

○議員（3番 綾 健一君） 3番、綾健一です。まず、1点目から答弁をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。綾議員からの第1点目の質問、町道、農道は全体的に整備が必要とされる箇所が多く見受けられるが、整備の進捗状況を伺いたいという御質問でございます。

これに関しまして、町道、農道整備の進捗率、また町道の簡易補修の現状、また農道の維持管理について担当課の建設課長から答弁させます。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） 建設課長です。綾議員の一般質問にお答えします。

質問内容としましては、先ほど町長のほうが申されましたけど、町道、農道整備について現在の進捗状況と舗装が傷んでいる箇所の対応、農道の管理の在り方となっていますので、その３点につきましてお答えいたします。

まず、町道、農道整備の進捗率ですけど、町道につきましては毎年県に報告しています道路施設現況調書の数値で申し上げますと、全体路線数１３６路線、総延長１８５キロメートル、舗装率が８８．７％、改良率が２６．９％です。ちなみに改良率とは幅員５メートル以上の改良となっていますので、改良率がいっぺんに上がっていかないというような状況になっています。

農道につきましては、毎年国に提出している農道整備状況調査の数値を申し上げますが、全体延長８０キロメートル、幅員１．８メートルから４．０２未満が６４キロメートル、舗装率３４．８％、幅員４メートル以上が１６キロ、舗装率１００％となっています。

次に、町道の簡易補修の現状ですが、令和２年度予算で申し上げますが、道路維持費として全体で１，０２５万円の予算を頂いておりまして、内訳としましては路面整備等の重機使用料として１５０万円、業者発注での路面補修工事請負費として１，０５０万円、路面等の穴の補修材購入費用として、原材料費５０万円となっています。

特に、原材料費５０万円の中で購入しておりますアスファルト補修材につきましては、地元公民館長、組長さんや議員各位の御協力により簡易補修を地元施行で実施していただいていますことに、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

最後に、農道の維持管理についてですけど、幅員４メートル以上の主要農道につきましては、これまでの県営事業等の取組で整備がほぼ完了しておりまして、今後は維持補修等の費用が発生してくると思われます。幅員４メートル未満の農道につきましては、使用者、受益者も限定されてきますので、地域の道路として、または自分たちの道路として国から予算措置されています農林課所管の中山間地域直接支払交付金や、担当課、建設課で償還しています多面的機能支払交付金を活用してコンクリート舗装や路面修繕を、引き続き行っていただきたいと思います。

なお、農道の全線改良等舗装などの要望がございましたら、現地調査を行って、地元負担金との調整がつくようであれば、補助事業等への申請を行っていくことは従来から変わらないところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ３番、綾健一議員。

○議員（３番 綾 健一君） ただいま建設課長から御説明をいただいたところですが、国や県に申し立てをされているいろいろな予算組みをされているということでもあります。また、農道や町道についても重機使用そういったこと、組長さんや館長さんを通じての補修を行うということですが、進捗状況についてはかなり数字を示されてキロ数も伺ったところです。

しかしながら、これ町民の皆さんが思われているのは、なかなか現状としては進んでないのではないかということなんですね。いろいろと予算関係もあろうかと思いますが、やはりできれば目に見える形でしていただくように、何とかできないかなというのが町民の願いであります。

また、予算なんかも道路に関してはかなりの費用がやっぱりかかるということで、生コン舗装なんかに150万円とって予算を組んでありますが、この金額ではなかなか目に見えるような工事はできないんじゃないかということもあって、もう少しやっぱりこういったものには予算づけをしていていただきたいと思いますと思うんですが、このところがなかなかうまくいかないんじゃないかなという思いがするわけです。

整備をするには、当然、やっぱり先ほども言ったとおり予算が必要なんですけど、その予算を作るのに国や県に申し立てをされているということですが、この枠をもう少し拡張できるような、何か方法はないものかと思うところではありますが、町長、このことについてちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。綾議員からの追加質問で農道整備等の予算確保についての御質問で、もう少し広げられんかという御質問だと思います。

先ほどから建設課長が答弁していますとおり、補助事業を原則に、例えば中山間地域総合整備事業の1面にあります農道整備とか、そういったもので、ある程度の区間で必要なものは地元の要望に応じて申請しているという現状です。また、小規模な簡易補修とか生コン舗装については、県単事業とか町単独事業等で対応させていただいているという状況でございます。

基本的に、あくまでも補助事業を導入しないと、うちの総枠50億円程度の予算の中でのバランスを取って、基盤整備事業費を幾らぐらい数字を持っていけるよねっていう最終予算査定をするわけですけども、その中で県・国についてはNN事業、農業農村整備事業に関しては、管理計画というのを5年間を見据えたような計画を作っております。それに沿って5年間にこの路線の農道、この路線の用排水路とかそういうのを国に出して、国・県と調整しながら、次年度はこれを出していくという形で、当然、国の総枠の予算も決まっているわけですから、そういうことをやっているところでございます。

その辺で、どうしてもこれを早急にやらないとかなんとかいうのは年度、年度のヒヤリングで建設課が県と交渉する折に、その部分を調整できるかどうかという判断になると思いますので、組合等があれば遠慮なく建設課のほうにその状況とか、当然、担当職員も現場に見に行行って把握しているのは当然なんですけど、その辺の何かありましたら話をしていただくと100%はなかなか厳しいんでしょうが、ある程度早くやらないとかなんとかいうのは出てくるのかなと思っています。

私が把握している部分は以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3 番、綾健一議員。

○議員（3 番 綾 健一君） 分かりました。町長のほうはそういった答弁であるということですが、この3つというのは皆さんの重要な生活道路でございまして、毎日そこを通るということでバウンドやタイヤがパンクするなど、また故障するとか水道管理後の地盤が下がり、ハンドルをとられて事故にもつながるとか言って、そういった声がたくさん聞かれます。

そこで、やっぱり緊急課題として取り組んで私はほしいと思うんですが、まずは新しく改良工事を行うのも一つの手段かと思えますけども、今までやはり作ってきたものを補修しないと、これはやはり故障のスピードのほうが速くて、修繕が追いつかないのじゃないかなというようなことを思うんですね。やはりこれは町で重要課題として上げてもらって、何かほかに新しい単独事業として町の予算を組むことはできないのかなと思うところです。

それは皆さんと協議されれば、何らかの形で補修費なんかは構成できるのじゃないかなという気はするんですが、町長、そこら辺の組み立てというか、思いはどうあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。再度、綾健一からの御質問です。私のほうからお答えさせていただきます。

先ほど田原課長からありました町道、農道簡易補修の現状の部分かと思えますけど、国のほうも国土交通省も、新規改良よりもメンテナンス事業のほうに趣が予算の割り当てが増えている状況です。町としてもそういった形でメンテナンス、維持補修の事業のほうにある程度趣を置きながら、今動いているというのが現状だと思います。

一昨年、令和2年度、先ほど課長が申しましたとおり道理維持費として全体で1,250万円という内容の予算をつけさせていただいて、重機使用料とか路面補修工事請負、そういった形をやらせていただいております。

綾議員からの維持補修費の予算確保をもう少し上げるべきじゃないかという御意見でございしますが、後で、また甲斐松男議員の次年度予算についての質問もあるようですけど、現在全ての路線について建設課のほうでは、担当者のほうで全て洗い出して、どの部分の状況、これはやらないかとか緊急度を踏まえて予算を上げてくるという形になります。

それを受けて、最終的に私並びに副町長とで写真とか現状確認しながら、必要性を見てやらにやいかんところはやらにやいかんわけですから、その部分で最終査定をして予算編成するという形になるわけですけども、そういう部分がどうしてもあるというのは、原課のほうに担当課のほうに、建設課もしくは農林課になるか分かりませんが出していただきながら、総枠の予算の

中でしっかり検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 建設課長。

○建設課長（田原 昭生君） すみません、先ほど綾議員の答弁に対してお答えしますが、先ほどの答弁では目に見えて整備が進んでないって言われたんですけど、今の改良事業等につきましては、社会資本整備総合交付金事業を使って、年間2億円ないしの金が町に下りているんですけど、それで整備のほうを進めているところです。

農道につきましても鞍岡の中山間の小川とかの農道がよくなっていますように、一度にはできないけど、目に見えている整備は進んでいると担当課では思っているところです。先ほど言われましたけど、道路維持費と別に単独事業のほうで、御存じだと思いますけど、工事請負費のほうを頂いてまして、それが、1,900万円が張りついていますけど、舗装の修繕工事を2路線行っております、今年度ですね。

あと、道路異常時、先ほど言われた車がパンクしたりとか、そういう事例を言われましたけど、それはどこのことかちょっと分かりませんが、道路異常等の町民からの通報がありましたら、至急職員等による現地調査を実施して、応急的な対応が必要であれば職員での応急補修、またそれ以外はちょっと無理であれば、建設業者に依頼して速やかに簡易補修等を実施しています。通報につきましては、コミュニティバスのドライバー、また郵便局員にも依頼しておりますので、できるだけ住居が張りついている道路というのは、そういった障害が起きないように、交通安全が確保できるように担当課としては努めているところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、綾健一議員。

○議員（3番 綾 健一君） 3番、綾健一です。今、町長からも答弁がありまして、また建設課長も追加で御説明していただきました。そういうことであって、一所懸命建設課のほうも取り組んでおられるというのは非常に私も感じてはおるところですが、やはり我々も隅から隅まで私も行ってみているわけじゃないから、どれだけの進捗率あって、どれだけっていうのは全てを把握はしてないんですけども、以前からの質問にありましたように、町民からの意見という中でのお話でございます。

また、今後やっぱり慎重に事業を進めていって補修されるということですが、特に、最近、以前も申しましたけども、水道の埋設後のくぼみというは大分発生しております。そういうところも御存じだと思いますので、ぜひできれば早急に取り組んでいただきたいなという思いがするところであります。ぜひ町長、また建設課の皆さんよろしくお願いします。

続きまして、2点目の質問について答弁をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。綾健一議員からの２点目のスキー場の今期の営業について、新型コロナウイルス感染防止対策と感染者が出た場合の対応についてということで、会社の社長もしておる関係もあって、私のほうで答弁させていただきます。

綾健一議員からのスキー場の今期の営業についてという質問については、特に、新型コロナウイルス感染症に関しますことに対して、まず私のほうからお答えします。

議員御指摘のとおり新型コロナウイルス感染症については、第３波とも言われる感染拡大が全国的に続いている状況となっています。そのような中、私どもができる感染防止対策としては、一人一人それぞれができるだけ密集、密接、密閉のいわゆる「３密」の環境を避け、マスクの着用、手洗い消毒などの徹底を図ることだと考えております。

さて、御質問のスキー場での感染防止対策と感染者が出た場合の対応についてでございますが、一般的にスキー、スノーボードなどのウィンタースポーツは、アウトドアかつ個人単位で楽しむスポーツでありまして、プレー中の感染リスクは低いと言われております。しかしながら、施設の中では様々な場面で人と人との接触は出てくることになりますので、徹底した感染防止対策を取り、自社で作成しましたガイドラインに沿った万全な体制と、適切な対策のもと営業を行う予定としております。ちなみに、今回このような五ヶ瀬ハイランドスキー場における新型コロナウイルス感染症対策のガイドラインというものを印刷しましたので、この大きいのを施設内それぞれの箇所に貼り出して、感染防止対策のＰＲを行っていくということで考えております。

具体的な取組につきましては、さきの議会の一般質問において答弁させていただいていましたので、御認識いただいたものと考えていますが、再度お答えさせていただきますが、来場される皆様には自己管理の徹底をお願いし、発熱や体調不良の方の入場とか、来場時の検温で異常が見られた方の入場は遠慮していただくことなどを、既にハイランドのホームページとかＳＮＳを通じて周知徹底、また今後も図っていくことにしております。

また、社員、従業員についても毎朝出勤時に検温並びに健康チェックを実施し、就労時の手洗い消毒の徹底、フェースガード、マスク、手袋の着用などの義務化を図ります。そのほか、個別の対策や施設等での予防対策につきましては、このガイドラインに沿ってお客様の理解と御協力をお願いしながら、感染予防対策を行ってまいります。

次に、万全な対策を行ったとしても感染者が出る場合も考えられます。その場合には感染者の状況や感染経路などを関係機関、特に、高千穂保健所になるかと思いますが、すぐさま通知し、保健所または五ヶ瀬町の国民健康保険病院、さらには宮崎県の感染症対策室と連携しながら、その指示に従って対応を取ってまいります。

また、万が一スキー場において集団感染、クラスターが発生した場合には、その状況に応じて関係機関とも十分に協議調整を行い、町長、私自身並びに会社の社長としてスキー場のクローズ、または一時休業等の判断を迅速に行ってまいります。そのほか、併せて感染者に対する誹謗中傷や嫌がらせが出ないように、できる限りの対策を講じていきたいと思っております。

一方、今期のスキー場の営業はコロナ禍の中で厳しい条件ではありますが、今年度の県内の学校の修学旅行が、これまで県外旅行から県内旅行に変更されることもあり、昨日12月3日現在、それぞれの旅行会社を通じ、県内の小学校4校、県内の中学校5校、県内の高校2校、県外高校3校の、延べ1,755人の予約を既にいただいております。また、毎年教育の一環としてスキー教室を実施いただいております県内または近隣の学校の予約もいただいているところでございます。

今期の営業は先ほどからお話しましたように、新型コロナウイルス感染予防対策を講じながらの営業でありますので、極めてリスクの高いものになると考えられますが、スキー場をフィールドとした各学校の就学旅行が、子供たちの一生の楽しい思い出に残るよう、受入れ側の責任として会社一体となって、また行政も支援しながら安全対策を徹底してまいります。今期の営業を精いっぱい行ってまいりますので、議員各位の御理解と御支援を切にお願いいたします。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、綾健一議員。

○議員（3番 綾 健一君） 今お伺いしましたところ、徹底した予防策を取っての営業ということをお申されておるわけですが、場所をレストランについても、いつもの半分で営業されると聞いておりますが、安全であるのかというのは一つ疑問点があるわけですが、そこで伺いたいのは、お客様が到着されて先ほども申されましたけど、検温をされるということですが、当然、マスクはしておられると思いますが、バスの乗り換えの際なんかの温度チェックは全ての方の人数を把握しての検査をされるということによろしいのでしょうか。お願いします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。綾議員からの検温体制についての御質問でございます。

まず、シャトルバスについては、ドライバーが一人それぞれ検温器で検温して確認していくと。それからパーキングセンターのチケット販売所については、当然、検温器を設置しますので、そこでそれぞれの入場者の検温をしていくということになります。

また、施設内で利用者の体調が悪くなったり、急に発熱したりすることもありますので、それについては、このガイドラインに沿って何か体調が悪いことがあれば、それぞれのリフト係とかインストラクターを含めて、しっかり管理しながら体調管理を見ていくという形になるかと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3 番、綾健一議員。

○議員（3 番 綾 健一君） また、バス内のことで少し伺いたいんですが、椅子や手すりの感染防止策は運転手が主体でされるんでしょうか。一遍、一遍消毒されるのかお尋ねします。送迎されるたびに運転手がお客を降ろした後に消毒を運転手がされるのか、誰か付き添いがおって、専門的にされる人がおられるのかお尋ねしたんですけど。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） シャトルバスの消毒については、原則ドライバーが消毒していくということになると考えております。また、当然、お客様もマスクとか、またフェースガードを含めた形での義務化を図りますので、そういった形で飛散するものが極力少なくなるような形をするし、乗車中での大声の会話、これも控えていただくということになります。そういった形で基本的には乗務員がその車を管理していただくという形になると思っております。

○議長（甲斐 政國君） 3 番、綾健一議員。

○議員（3 番 綾 健一君） 3 番、綾健一です。次に、リフト乗り場の待合室についての対策を、どのようにされるかお尋ねしたいと思います。

リフトの手すりなど触るところはどうされるのか。また、手袋なんかの感染防止、手袋を履いて皆さんリフトなんかに乗られると思いますが、この手袋を通じての感染はウイルスは通るのかどうなのか、そこら辺のことをお伺いしたいなと思っております。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。次なる質問でリフトの感染対策ということですけど、基本的にリフトを消毒したりするということは、今のところ考えておりません。ほとんどリフトを乗車される方はマスクとかフェースガード、それから手袋も着用されることになりますので、その部分で感染対策は対応できるのかなと思っております。

また、大声の会話も控えてくださいということにしていますから、極力リフトについても少人数、1 人原則とかいう形にお願いすることになると思っておりますので、そういう部分で感染対策を図っていくと。後はそれぞれのスタッフが、そういう感染対策のガイドラインに対する徹底を行っていきますので、そこで適宜判断いただいて、利用される方に注意をしていくということになると思えます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3 番、綾健一議員。

○議員（3 番 綾 健一君） 次に、レストランについても伺いたいと思います。

入る人数は普段ですと大体 250 名ぐらいと聞いておりますが、半分ぐらいの人数で営業さ

れるということも聞いております。「3密」は防げるのか、テーブル、椅子の配置、透明のプロテクターなど設置されて感染防止をされると思いますが、ほかにどのような防止策を取られているのかお尋ねいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。綾議員からの施設内、スキーセンターの施設内の御質問と捉えてお答えします。

まずは、その施設内要所、要所にアルコール消毒剤、テーブル消毒剤を設置するというのが基本だと思っています。

それから、各フロントのカウンターにはシートもしくはアクリルパネルを設置して、その受付側と遮断するということを考えております。

それから、チケットとかカードとか金銭の受渡は、今どこでもですけど直接手でやり取りするんじゃなくて、受け皿を利用しながら、間接的に渡すということを考えています。

それから、管内の定期的な換気、寒いでしょうが換気も徹底していくということを考えています。

それから、館内設置のテーブル、椅子、発券機とか販売機、手すり、トイレ等は定期的な清掃、また消毒を担当の営繕職員がいますので、そこでやっていくということです。

それから、トイレのハンドドライヤーは、今はどこもそうですけど、利用を中止ということで利用しないということです。

それから、先ほどありましたレストランの座席は、最終的に何席取るというのはまだその会社側と確認していませんが、座席を減らして営業を行うと。かつ、利用時間を極力短くしてもらう。要するに回転率を上げながら、お客さんの対応をするということで考えています。

それから、レストランの座席についてはアクリルパネルを設置して、隣の席の方々についての飛沫感染等を防ぐと。あとは、マスクの着用と会話はできる限り大声でしないでくださいというのも、このガイドラインに書いてありますので、そんなことを徹底したいと思っています。

また、スタッフについてもフェースガード、マスク、手袋等の使用は義務化するという事で、全職員そういう対応をするということ。

それから、お客様との距離はソーシャルディスタンスということで、できる限り距離を取った形で対応するということを徹底したいと思っています。

そのほか指示事項が保健所とか医療機関とも既に協議していますので、何か指示等があれば、しっかり対応したいと思っています。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、綾健一議員。

○議員（3番 綾 健一君） 続きまして、もう一点、2点ほどお伺いしたいんですが、今回は先ほども町長が話されましたように学生の来場が多いと聞きました。送り出される学校では、どういった対策で送られるのか。また、先生側の教育指導というのはどの程度、このスキー場に来るまでの教育というものがなされておるのか伺いたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 教育長。

○教育長（猪野 貴一君） 教育長です。通告にありませんので十分なお答えができるかどうかは御容赦いただきたいと思います。と思っています。

学校は通常本町におきましても「3密」の回避、それと手洗い、そして顔洗いというかも全体をきれいにする。消毒とマスク、これ徹底しています。これは全県下において徹底されていることだというふうに認識しておりますし、修学旅行を実際行っている旅行会社につきましても、ガイドラインがきちっとできております。また、バス運行会社につきましてもガイドラインを徹底してやっているというふうに捉えております。

実際、これまで2校の学校が木地屋を利用していただきました。この受け入れの際に、私ちょっと立ち合わせていただいているんですが、2校ともバスから降りてきた際には、きちんと消毒等をしながら、そして木地屋のほうに入っていくと。そしてまた、食事の際も消毒をして入ると、そのような徹底した管理が行われているようですので、修学旅行生につきましては、そういう感染者が中にいない限りは十分リスクを回避できるんじゃないかと思っています。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 3番、綾健一議員。

○議員（3番 綾 健一君） そういうことでありましたなら、非常に安心ができるわけでございます。

次に、感染者が出た場合どのような対応をされるかということでお聞きしたかったんですが、これは保健所を通じたり、町の国民健康保険などを通じて、それから県やそこらに即時連絡されて、協議の上、行動されるということなんでここは省きますが、今回は危機的な状況でのオープンでございます。クラスターの発生率も高いし、対策でしっかりとしたことをやって、一人の患者さんもお出さないというような思いを持って頑張っていただきたいと思います。

また、今回も3万人を目標にされておりますが、最近は減少傾向にあり、3万人は難しいのではないかと考えておるところです。赤字が拡大する可能性があり、次の営業に向けての資金づくりなどはどうされるのか伺い、質問を終わりたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。そういうことで、今まで答弁したとおり2020シーズン、3万人を目標に全力で対応すると。今期の雪が降るかどうかが一番重要なポイントで、そこ辺も

今年は寒い冬という情報ですので、そこ辺を期待しながらやっていくということを考えています。

また、この温暖化の中の営業でもありますので、会社側としては、気候変動に対応した対策もしていくということで、1例取れば、新たな保険に加入するとか、そういうことも検討するということで取締役会でも協議させていただいていますので、会社としては、できる限り黒字化を図れるよう努力していくということです。

今期の営業で次の財源をどうするということは、今のところ考えておりませんので、まずは今シーズンしっかり営業し、経常利益を上げていくという目標で、社員一体となって頑張っていくということしかないと考えています。

以上です。

.....

○議長（甲斐 政國君） 次に、5番、白瀧徹哉議員、御登壇願います。

○議員（5番 白瀧 徹哉君） 5番、白瀧徹哉です。通告に従い一般質問を行ないます。質問事項であります。1点目が、第5期の中山間地域等直接支払制度取組状況についてお伺いします。

質問の要旨、今年4月より第5期がスタートいたしました。農業従事者の高齢化、担い手不足などの要因による将来への不安から協定を離脱する農家、集落が発生しております。近隣農家の生活活動、農村環境への影響が懸念され、優良農地の耕作放棄防止等総合的な対策が求められます。

そこで1つ、第5期の現状と今後の課題、今後の対策についての考えを伺います。

2点目、耕作放棄防止への農業担い手との連携について、以上2点をお伺いいたします。

質問2項目め、公共施設の結露、雨漏り対策について、施設の老朽化、構造上の問題から結露、雨漏りの被害が町の公共施設で報告されている。費用、原因の特定が難しいことなどから効果的な対策は講じられていない状況であります。利用者、児童の安全と施設の長寿命化を図る上からも、計画的な改修計画が今後必要になってまいります。今後の進め方を伺います。

○議長（甲斐 政國君） 5番、白瀧徹哉議員。

○議員（5番 白瀧 徹哉君） 質問の第1点目から答弁をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。白瀧徹哉議員からの2つの質問、第1点目が第5期中山間地域等直接支払制度の取組の状況について。2つ目が、公共施設の結露、雨漏り対策についてでございます。

中山間地域等直接支払制度の取組については、私のほうから、また取組状況については、併せて農林課長から。それから2点目の公共施設の結露、雨漏り対策についてはドーム等の関係もあ

る関係で、教育長のほうから答弁をさせていただきます。

まず、第1点目の第5期中山間地域等直接支払制度の取組状況についてですが、議員御承知のとおり、中山間地域等直接支払制度につきましては、第5期対策として令和2年度から令和6年度までの第5か年間の取組がスタートしたところでございます。

これまで令和元年度までの20年に余りわたる制度として取り組んでおり、それぞれの集落協定によって農地の保全や農道、水路等の維持管理、周辺林地の草刈りなどなど共同活動での取組を推進し、中山間地域にとっては大変効果のあるものとして、なくてはならない制度となっております。

しかしながら、今回の第5期対策では緩和要件が示されたものの、集落協定の状況としましては、第4期と比較すると農業従事者の高齢化や担い手不足、集落への管理負担の懸念などなどから協定離脱された農家の増加とか、対象農地面積が減少し、集落協定においても3集落協定が減となるなど、大きな課題があると考えております。特に、農地面積の減少につきましては、5期の計画に当たり、隣地に隣接する条件の悪い農地で、今後、荒廃が予想される農地について除外されたことも、減少の一つの理由となっていると思われます。

このような状況から、今後は離脱された3つの集落協定につきましては、隣接する集落協定との広域化による協定参加と推進していくことや、守るべき優良農地等の確保対策、協定内の認定農業者等の担い手となる中核的リーダーへの農地の集積を図るなど、集落協定内での話し合いを重ねることが重要であると考えております。なお、具体的な現状等につきましては、担当課の農林課長から後ほど説明させます。

次に、耕作放棄防止への農業担い手の連携についての御質問について、私のほうからまず答弁いたします。

本町の基幹産業である農林業において、耕作放棄防止並びに、すみません、これは2番目でしたね。すみません。

一応、1点目の答弁、農林課長のほうから状況の説明をさせます。失礼しました。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。白瀧徹哉議員の御質問の第5期中山間地域等直接支払制度の取組について、現在の状況について私のほうから答弁いたします。

中山間地域等直接支払制度につきましては、6月に説明会を開催したところでありまして、スタートをしたところです。第5期の集落協定の状況としましては、第4期と比較しますと、先ほど町長からも答弁がありましたが、協定数は58協定が3協定の減となり55協定となっております。協定参加者数につきましては784名が693名となり、91名の減少。対象農地面積につきましては、467.4ヘクタールが395.5ヘクタールとなりまして、71.9ヘクター

ルの減少となっております。

交付金の額では、9,451万5,397円でしたが、令和2年度は8,331万2,842円となっており、1,120万2,555円の減額となっております。加算額につきましては、棚田加算や、集落協定広域化加算が新設されたところではありますが、棚田加算につきましては、今年度は棚田100選の日陰地区、宮野原地区協定の3協定にて取組、広域化加算につきましては、長迫協定の1協定で取り組むこととなっております。

課題としましては、離脱協定が3協定あること、離脱農家や対象農地の減による影響への対策等々があると考えております。まず、離脱協定につきましては、3つの集落協定がありますが、うち1協定の谷下協定は、今回長迫協定との広域化を行いまして、加算を受けることとしております。このことから、あと2つの協定につきましても、集落協定広域化の協議を進めていきたいと考えているところであります。

離脱農家や対象農地の面積の減につきましては、第5期の期間内に隣地化へ移行する農業地が協議されている協定もありまして、今後、集落協定内での守るべき農地の確保や担い手への農地集積等々について、協定内での話し合いを推進し、将来像を協議していくことが重要だと考えております。

また、第5期では中間年度の令和4年度までをめぐり、各協定ごとに集落戦略という指針を作成することとなっておりますので、併せまして話し合いの推進に取り組んでいきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、白瀧徹哉議員。

○議員（5番 白瀧 徹哉君） ただいま第5期の現状と課題について、町長、また農林課長より説明をいただいたところであります。本当に厳しい状況というのが、今回、表に出てきたなというような感じがしております。4期に比較しまして3協定が減少したということではありますが、さきに実施されております五ヶ瀬町農地農業経営に関する意向調査の結果の中からも、五ヶ瀬町では60歳以上の農業者が57%を占めておる。また今後、自給分あるいは離農を考えておられる方が、この農業者の全体の4分の1を占めているという状況が、結果が出ているようであります。将来への不安、また後継者不足というのがこのような結果に表れたのではないかなというふうに心配をしておるわけであります。

各協定で十分な協議はされたというこどとは思いますが、この離農された3協定、谷下の1協定については長迫と広域化を組まれるということではありますが、あと2協定については、当然内部での協議はされたとは思いますが、どのような流れでそういった離脱に向かわれたのか、もし分かる範囲で結構でありますけれども、報告いただければと思っております。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 今回の離脱された3協定につきましてですが、谷下協定のほかに三ヶ所の荒谷協定、それから桑野内の中山協定となっております。

谷下協定につきましては、対象農地面積が1ヘクタール未満であったことから長迫との広域化を図ったところであります。荒谷並びに中山地区につきましては、協定参加者の減少によりまして、直接支払制度を受けたいという方がちょっと少なくなってきておりまして、今回離脱されているところであります。

こういう状況でありますので、今後、近くの協定との広域化を図るために協議を進めていきたいと思っているところであります。三ヶ所の荒谷地区につきましては、坂狩地区が隣になりますので、現在協議を進めているところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、白瀧徹哉議員。

○議員（5番 白瀧 徹哉君） 本年はコロナ感染拡大防止の観点から、非常に説明会が延びたというようなことで、各農家への行政からのフォローというのが少し少なかったのかなというふうなことも決して否めないわけではありますが、今回、私たち議会、先ほども何回も出ておりますけれども、町内を巡回する中で町民の方々から、町内で休耕地増加への心配の声とか、協定区離脱後の農地の保全についての心配が出てきたところであります。

当然、中山間協定を外れますと多面的機能支払交付金による農地の維持とか、各集落の共同活動の支援というのが受けられなくなってまいります。これは町にとっても非常に大きな問題でもあります。先ほどから課長のほうから今回、離脱されました2協定については、広域化も視野に、今後、地元との連携を取りながら推進をしていくとのことでありますけれども、できるだけ早く地元に入っていていただいて、その状況も見ていただきながら、農家の方の声を聞いていただくとありがたいというふうに思っております。

中山協定区については、参加者、農家の方が減ったということも当然あるんでしょうけど、なかなか一人で協定区を維持していくのは非常に難しいということで、やむなく離脱されたというようことも伺っております。広域化でそういったことが解消できるのであれば、ぜひその協定区同士で話し合いをしていただけるのが一番でしょうけれども、そこにやっぱり行政区がしっかり入っていていただいて、何とかうまく連携がとれるように、また御指導いただければと思っておりますが、その点について課長の御意見を伺いたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。農林課としましても、担当のほうと協議をいたしております、できましたら希望されている農業者の方も中山間支払制度を続けたいと思われて

いる意思も確認をしておりますので、協定の中の1名、2名の方が残られている状況なので、その方と近隣の協定の方と協議を進めながら、なるべく広域化ができるような形で取り組んでいきたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、白瀧徹哉議員。

○議員（5番 白瀧 徹哉君） その点についてはよろしく願いをしたいと思います。

2番目の耕作放棄防止への農業担い手との連携について、答弁をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。白瀧徹哉議員からの2つ目の、耕作放棄防止への農業担い手の連携と、非常に重要な質問だと捉えております。私のほうから答弁させていただきます。

本町の基幹産業であります農林業においては、耕作放棄防止並びに農業担い手対策やその連携につきまして、本当に重要な課題と捉えて動いているところでございます。

耕作放棄防止対策としましては、先ほどの直払いの関連もありますけれども、基本的に先ほどからの中山間地域等の直接支払制度の交付金の共同取組をうまく活用し、集落内の認定農業者などの中核的なリーダーを中心とする担い手の農用地の利用権設定、また農作業受委託の推進を図るなど、協定内での農用地管理を継続して、農業委員会と連携しながら実施したいと思っております。併せて現在行っております国や県、町単独事業での認定新規就農者育成への支援事業の継続とか、農業委員会が実施しています農地保全や集積等の協力、町単独事業等の農地改良事業等の利用促進を一步、一步図っていききたいということで考えております。

具体的な質問があれば、担当の農林課長から答弁させます。

○議長（甲斐 政國君） 5番、白瀧徹哉議員。

○議員（5番 白瀧 徹哉君） この町長の答弁にもありましたように、耕作放棄防止の対策については、本町にとりまして非常に大きな問題であるというふうに思っております。交付金事業を受けることで、現在、耕作放棄地を何とか防止するということで、地域で頑張っていただいておりますけれども、この中山間協定区を何とかして存続していくことが、本当に重要になってくるというふうに考えております。

先ほど課長からのお話にもありましたように、この広域化、例えば離脱された方々のいろいろな事情で離脱されたこととなりますけれども、高齢により離農される方が増えると予測される中で、今後の農地の対応を決めかねている農家の方も多く、地域の背景の上からも優良とみられる農地を、ぜひとも荒廃させないためにも、現在、県が進めております農地中間管理機構の役割というのが、今後、非常に重要になってくるというふうに思うわけでありましてけれども、現在、その中間管理機構を利用されている町内での進捗状況というのはどのようになっているか、お

伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。農地の集積関係につきましては、中間管理事業についての御質問でありますけれども、大変申し訳ありませんけれども、実績の状況についてはちょっと手に持っていないという状況でありまして、また必要であれば後ほどお示ししたいと思っておりますけれども。

中間管理事業につきましては基本的に借り手がいる場合の受付という状況になっておりまして、要件設定が貸し手と借り手の協議ができた場合に、中間管理は使える場合にその実績ということでお願いをしていると言いますか、契約を結んでいる状況でございます。

優良農地につきまして、そういった借り手、貸し手の協議を農業委員会のほうも協力していただきまして、そういった貸し手を見つけることにちょっと取り組んでいきながら、利用権設定の推進に努めていきたいと考えているところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5 番、白瀧徹哉議員。

○議員（5 番 白瀧 徹哉君） この農地の中間管理機構の役割というのは、先ほども申し上げましたけれども農地の耕作放棄地解消と未然防止に向けての非常に重要な仕事でもあります。将来、農業経営者に不安がある農地と経営規模を拡大したい担い手、また新たに農業を始めたい就農希望者を結びつけるためにも、今後については行政がしっかりとそこに入っていて、例えば農家の方に事前に調査を行っていただき、確認の同意を取っていただいた上ではありますけれども、耕作放棄地台帳等に載せて、積極的に農地を新しい就農者に展開していくような自治体というのものもあるようであります。

今後、協定区からの脱退、離脱に向けて離農者が多くなることが考えられます。担い手が夢を持って農業に取り組んでいただける環境を作っていくというのが、私たち行政の仕事でもあります。これが、ひいては担い手を育て、新規就農につながってまいります。

そこで、担い手への集積がスムーズに移行できるように、担い手負担軽減への税制措置あるいは土地取得のための金利支援というのも一つの方策ではないかというふうに考えるわけですが、そのことについて答弁をいただいて、この件については答弁を終わります。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） まず担い手への農地集積の件についてなんですが、現在、農業委員会のほうでも農地銀行的な情報収集ができていない状況でありますので、先ほどお話がありましたとおり優良農地等の情報につきまして、農業委員会を中心に情報収集に努めていきたいと思っているところであります。それをもとに規模拡大者、新規就農者への紹介、情報提供を行っ

ていきたいとは考えているところではありますけれども。

しかしながら、新規就農者並びに担い手の規模拡大を希望される状況の方が、かなり少ない状況でもありますので、現地としましては優良農地と将来、山林化していく農地の区分け、集落協定内でしっかりと話していただいた上で、その農地の割り振りをしていくことが重要ではないかと思っております。

それから、農地取得に対します補助、利子補給等につきましてですけれども、現在ちょっと私が記憶している中では、そういう支援策というのがちょっとないんじゃないかと、今思っておりますので、そういう事業を確認しながら、一応、農地取得資金と昔はそういうのがあったと記憶をしておりますけれども、そういう事業の確認をしながら、今後、支援策ということで協議をさせていただきたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5 番、白瀧徹哉議員。

○議員（5 番 白瀧 徹哉君） 町におかれましては、現在も農業者への施設整備でありますとか、担い手育成等での町の単独事業も加えていただきまして、農業振興に当たっていただいておりますけれども、今後は限られた農家でこの五ヶ瀬町の農地あるいは景観を守っていかなければならないという重責を担っておりますので、そういったところも十分加味していただいて、充実な助成、政策を今後についてもお願いを申し上げたいと思います。

続きまして、2 番目の公共施設の結露、雨漏り対策について答弁をお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） 教育長。

○教育長（猪野 貴一君） 教育長です。白瀧徹哉議員の公共施設の結露、雨漏り対策についての御質問にお答えいたします。

まず、五ヶ瀬ドームの結露につきまして、大変御迷惑をおかけしているところでございます。今年度、その対策として天井の鉄骨部分 13 平米に結露防止剤を試験的に散布いたしました。その結果、ある程度の有効性は認められました。しかし、結露が最も激しい膜の部分につきましては、防止剤を散布するとその重さで膜がへこみ、乾いた際に落下する危険性があり、引き続き検討を行っているところであります。

なお、改修する際には多額の費用がかかることも予想されますので、大規模な改修も視野に入れた場合、陸上競技場のトラック改修で活用しましたtotoの助成金を活用できないかと考えております。その際は、3 年を経過しないと申請ができないこととなっており、令和 5 年度以降の申請になります。また、壁などのコンクリート部分にひび割れも数か所発生し、そこから雨漏りが発生しております。その改修費用を来年度の当初予算に計上し、改善してまいりたいと考えております。

次の、公共施設の雨漏り、特に鞍岡小学校の体育館の雨漏りにつきましては、以前より町内の業者の方に見ていただいていたのですが、原因を特定することができず、経年劣化が原因ではないかと考えられます。

しかし、そのままにするわけにはいきませんので、現在、専門業者に現地を見てもらい、対策を含め見積もりをお願いしているところであり、来年度の当初予算に計上し改善を進めていきたいと考えております。なお、屋根の張替えになりますと費用がかかりますので、それを抑える方法として現在の屋根を張替えずに、その上に重ねて被膜するような方法などを考えているところです。

これまで、平成27年度以降の現状として、各学校の校舎、体育館等の改修を行ってまいりました。金額が多額になることから、順次、改修を行っている状況にあります。

そのようなことにより、教育関係の施設につきましては、昨年度策定しました長寿命化計画をもとに各学校のバランス、修繕箇所の規模を考慮しながら行ってまいりたいと思います。町民、子供たちの教育活動が改善されますよう、引き続き、議会の御理解をいただきながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、白瀧徹哉議員。

○議員（5番 白瀧 徹哉君） ただいま教育長から答弁をいただいたところでありますけれども、お話の中に出ております公共施設等総合管理計画を私も見させていただいたところであります。この町が所有しております各公共施設全てにわたって分離化され、その課題とさまざまな今後の対策について明記されておりますが、ただ、ちょっと残念なのは具体的な対策案というのは示されていないというのが、ちょっと気になったところでありますが、このGドームにつきましては、スポーツレクリエーションの施設として、この中で分離をされているようであります。

本年は、御存じのとおり大型の台風が来たというようなことで、避難所としての重要性というのが改めて再認識をされたところであろうというふうに思っております。実は、30年の6月にドームの結露対策について一般質問をさせていただいたところでありますけれども、先ほど話がありますように、なかなか明確な対策案が見当たらないというようなことで、今日まで見送られてきているという状況にあるというふうに聞いております。答弁の中で、結露防止剤を試験的に骨組みに塗布されたということですが、これはここに至るまでについては十分な検討がなされ、工事に至ったのだらうというふうに思いますが、そこについての詳細について伺いたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 教育長。

○教育長（猪野 貴一君） 教育長です。白瀧議員が言われるとおり私のほうもどのようにドーム

を修繕していくかというのが、なかなか見えてこない。これは一つ考えるに気温が上昇して、温度が上がってやはり水滴等が落ちてくるとか、そういうような大きな地球変動、環境変動による影響もあるのかもしれないというふうにも捉えております。

ただ、実際、具体的な策を打つためには、大規模な検討等が必要なものですから、順次、陸上競技場を昨年させていただきましたように、次はドームについて少しずつですが、検討を進めてまいりたいと考えております。

また、塗装の散布につきましては、業者と話し合った際に、この防止剤を塗る方法もありますということをお聞きしたものですから、補正をさせていただいて、実際に検討をしていったんですが、なかなか効果が上がるものではないというふうな結論が出てきたところでございます。避難箇所にもなっておりますので、スポットクーラーや大型扇風機等の導入は進めてまいりましたが、やはりきちんとした雨漏り対策について、今後とも考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5 番、白瀧徹哉議員。

○議員（5 番 白瀧 徹哉君） この結露防止剤の塗布でありますけれども、ちょうど入り口のところの上の部分になりますね。鉄骨の部分にされたというふうに聞いておりますけど、なかなか見た目では分かりづらいような状況でありました。この中で、ある程度の効果は見受けられたということ、また膜に対して塗布した場合には重みでたわむということでもありますけれども、一番上の膜に塗布するということもやっぱり視野に入れてのあれだったんですか。一番の天井部分ですね。

○議長（甲斐 政國君） 教育長。

○教育長（猪野 貴一君） 実を言いますと、膜の部分までということは当初は考えておりませんでした。結露が鉄骨部分を伝わって落ちてくるというのが大きいというふうに聞いておりましたので、まずは鉄骨部分からやってみましょうというような業者からの御意見もあり、やってみたところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5 番、白瀧徹哉議員。

○議員（5 番 白瀧 徹哉君） この結露対策については、建築に携わられた業者に意見を聞いて対応、選択することが一番の早道かなというふうには思うわけではありますが、今後の対策の、以前の事情も絡んでおりますので、今後についてはしっかりと検討をしていただいて、この結露に対して少しでも被害が発生しないようお願いしたいと思います。

今回、試験的に行われたということですが、その工法も含めて、今後については抜本的な改修を視野に、totoの助成金の活用というものを考えておられるという報告でありますけれ

ども、前回、陸上競技場がやられております。そういったことも考えて、何回もこのtotoの助成金を受けることができるのか、その辺についてもお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 教育長。

○教育長（猪野 貴一君） totoに頼ってしまうということは、どうしてもこれはしょうがないことであり、やはり大規模な改修、特にドームの中の空気の循環をどのようにしていくかということが、一番効果的ではないかというふうに業者等々も話しているようなこともありますので、その際は、totoを使用させていただくと、もしくはほかのそういう補助金等があれば、そちらも併せて検討をしてみたいと考えているところでございます。まだ、具体的にはそこまでは至っておりませんが、きちんとした結露対策ができるように慎重に考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5 番、白瀧徹哉議員。

○議員（5 番 白瀧 徹哉君） 平成27年に五ヶ瀬中学校の体育館が雨漏り改修をやったわけでありすけれども、このとき国庫補助金が2,219万円きておりまして、起債も5,800万円ほど出されて、一般財源として90万1,000円ということで工事費が出ておりますけれども、この国庫補助金をいただけるような事業としての改修はできないのか、そのところについてお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（増永 稔君） 教育次長です。白瀧徹哉議員の先ほどの質問について御説明いたします。

学校施設関係につきましては、こういった大規模改修の国庫補助があるのですが、ああいうスポーツ施設等に対する国庫補助は今のところなくて、まあ、こういったtotoを活用している状況であります、大規模改修の場合は。もうスポーツ広場のナイター照明もLED化したのもtotoの助成金をいただいたということでございます。今のところは、一応、そういうところであります。

以上であります。

○議長（甲斐 政國君） 5 番、白瀧徹哉議員。

○議員（5 番 白瀧 徹哉君） こういった施設に対しては国庫補助がないということでありす。ないということであれば、当然、一般財源か、また大掛かりな改修をやるとすれば一般財源あるいは起債を起こして、その工事をやるということになるかと思いますけれども、本町が先ほども申し上げましたけれども保有する建物系の施設の20.5%が30年を超える施設であり、今後、維持とか管理費が町の大きな財政負担になってくるといふふうに、これにも書かれておりますので、引き続き計画的な対応で、何とかこの雨漏りといいますか施設の公共化をお願い申し

上げたいというふうに思っております。

次に、鞍岡小学校の体育館の雨漏り改修についてでありますけれども、来年度の予算で改修を行うということで答弁をいただいたところでありますけれども、雨漏り箇所の特정이非常に難しいというようなことで、費用を抑えるために屋根を重ねて修復するという工法が今上がっているようでありますけれども、耐久性とか強度、安全性についてこういった大きな建物の中で問題はないのかを、知り得る範囲で答弁をお願いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（増永 稔君） 教育次長です。先ほどの白瀧徹哉議員の質問について説明をいたします。

現在、専門業者が防水等の工事を行っている業者に現地を見てもらって、見積もりと対策等をお願いしているところでありまして、やはり経年劣化等でかなりいろんな部分から雨が流入してくるのが原因じゃないかなというところで、張替えが一番いいんでしょうが、ちょっとかなりの額が恐らく費用がかかるというところで、その辺も含めて総合的に、今ちょっと業者のほうと相談させていただきながら進めていこうかなというふうには考えておるところです。安全性も含めて、一応、耐久性等も含めて相談させていただいておるところです。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5 番、白瀧徹哉議員。

○議員（5 番 白瀧 徹哉君） 財源が当然、多額になるということは予想をされますので、計画的な本当に今後、町の財源に支障を来さないような形で実施していただけるということをお願い申し上げたいと思います。特に、鞍岡小学校は北風、強風があたりところでもありますので、施工方法については専門的な見地というのをしっかりとっていただいて、計画を立てられた上で児童、職員の皆様の安全に十分配慮をいただき、計画どおりに雨漏り対策が実施されることを希望いたしまして、私の一般質問を終わらせていただきたいと思います。

.....

○議長（甲斐 政國君） それでは、ここで暫時休憩といたします。14時30分から再開いたします。

午後2時20分休憩

.....

午後2時28分再開

○議長（甲斐 政國君） それでは、休憩を閉じ、再開いたします。

次に、6 番、甲斐松男議員、御登壇願います。

○議員（6 番 甲斐 松男君） 6 番、甲斐松男です。通告に従い、一般質問を行います。

質問事項、令和３年度予算案について。質問の要旨、来年度の予算編成の時期が近づいている。新庁舎建設も進み、次の段階を考える必要があると考えます。予算編成に当たっての考えを伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。甲斐松男議員からの令和３年度の予算案、つまり来年度の予算編成方針について、私のほうからお答えいたします。

まずは、現状についてですが、既に、五ヶ瀬町財務規則第１１条にもあるとおり、１０月３０日に、それぞれの課長並びに所属長、そして予算編成職員に対しまして、令和３年度当初予算編成方針説明会を実施し、既にそれぞれの課ごとに新年度予算の策定に取りかかっております。また、特に私自身の新年度への予算の思い、特に県の予算の重点施策に出ていますので、併せて、それぞれ担当課の思いをすり合わせるために、１１月９日から、それぞれの課ごとに課長ヒアリングを実施してきたところでございます。

そして、１２月７日を総務課への新年度予算要求書の提出期限としておりますので、総務課での財政ヒアリングと補助金適正化審査会を経た後、年明けの１月７日から最終的な町長査定に入りたいと思っています。

予算編成に当たっての基本的な考え方は、役場新庁舎建設という大型プロジェクトを推進する中での非常に厳しい財政状況であります。町民サービスの質の低下をさせることなく、町民生活や地域経済を支援する取組を推進していく考えであります。

一方、今年と同様に、新型コロナウイルス感染症の終息についても現在見通しがつかない状況であり、来年度も同じ状況が想定されますので、これまで同様、国、県が進めます感染防止対策に歩調を合わせ、新たな日常の実現に向けた取組も並行して取り組みたいと考えております。

一方、令和３年度は、今年度に策定します第６次五ヶ瀬町総合計画並びに第２期目の地方創生のためのまち・ひと・しごと総合戦略のスタートの年ともなりますので、スタートに合わせた事業展開も必要になると考えております。

そのほか、来年度は五ヶ瀬町制施行６５周年の記念すべき年となり、記念式典や記念事業も検討する考えでありますし、東京オリンピック・パラリンピックも来年に延期されました。また、今年度、宮崎県で開催予定でした第３５回国民文化祭、第２０回全国障害者芸術・文化祭も延期され、来年度に実施されます。それを受け、五ヶ瀬で実施されます五ヶ瀬町分野別フェスティバル「風流」ごかせフェスタも来年度開催予定であり、来年度はコロナ禍の中でのイベント関係も数多く実施予定であります。

そのような中でありますが、令和３年度については次の６つの施策に重点を置き、行政運営、予算編成を進めたいと考えております。

1つ目が、コロナ禍の中での新たな成長の基盤づくりであります。

経済基盤となる感染拡大防止のさらなる徹底や、地方回帰の動きを捉えた新たな人の流れの取り込み、さらにはデジタル化をはじめとするポストコロナに対応した取組の推進を図っていかうと考えております。

次の2つ目が、将来を支える人材づくりです。

これは、小中学校を中心としたICTを活用した学習環境への対応強化、さらには結婚支援や子育て支援、そして行政と地域組織との協働体制の確立を進めていきたいと考えています。

そして3つ目が、地域経済を牽引する産業づくりです。

これは、現在進めております農林業振興のための第一次産業プロジェクトの着実な推進とともに、第三セクターの運営基盤の確立や人手不足に対応した新技術の導入、また多様な担い手の確保にも取り組んでいく覚悟です。特に、地域全体で仕事を組み合わせて、年間を通じた仕事を創出し地域の担い手を確保するための特定地域づくり事業協同組合制度の検討を進め、U I J ターンの糸口を見いだしていきたいと考えております。

次の4つ目が、魅力あふれる、選ばれる地域づくりです。

住宅整備をはじめとします移住定住促進のための環境整備や、風流フェスタに代表される文化資源の磨き上げ、さらには合宿受入れや関係機関の連携による関係人口の創出などに取り組んでいきたいと考えています。

そして5つ目が、生活を支える地域交通網や物流網の維持充実です。

九州中央自動車道や各市・国県道、さらには町道等のインフラ整備と、来年度から延長されることがおおそ決まりました国土強靱化対策の実施について、関係機関に積極的に働きかけていく考えです。

そして、最後の6つ目が、医療・福祉・介護の充実です。

病院の在り方についてもおおそ方向性が見いだせましたし、広域連携のさらなる充実を図っていききたいと考えています。

以上のような視点を持って、令和3年度予算編成に取り組んでまいります。1月には最終的な各課からの予算案が出てきますので、それをしっかり見させていただきながら、来年度予算編成に向けて取り組んでまいります。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、甲斐松男議員。

○議員（6番 甲斐 松男君） 6番、甲斐松男です。

ただいま、町長のほうから、来年度の予算編成に向けての決意的なことを回答頂きましたけれども、本年度の予算で新庁舎建設等の大きな歳出が必要とされ、そして、それに加えて新型コロナ

ナ対策で先が見えない状況にあるのではと思っておりますけれども、その反動で、令和3年度の予算においては緊縮財政予算となるのではないかと心配しております。特に住民サービスの面で予算が低下するのではと、特にこの面で心配しているところですが、町長の考えを伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。甲斐松男議員からの再度の質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、新庁舎建設は今年度実施いたしますが、来年度、再来年度に向けて、現庁舎の解体また敷地造成、駐車場等の造成事業で経費が見込まれることを想定しております。その関係で、できる限りの起債措置、また、できたら補助事業の導入を、現在、県の各課にちよつとそれぞれの担当課で調査をかけているところでございます。

確かにプロジェクトのほうは、一般財源も含めて出てきますので影響を及ぼすのは当然なんです。当初から見込んでおりました形での予算編成ですので、当然、住民サービスに、これはどうしてもやらにやいかんという部分については、それぞれの手法を使って予算措置をしていくということで考えております。

また、コロナ対策については、本当今年度は国のほうが積極的に地方創生臨時交付金、約、五ヶ瀬町で2億6,000万円ほど予算措置いただきましたので、本来ですと3,000万円ぐらいかなとトータルで見えていたんですが、やはり非常にありがたい予算措置で、様々な対策を打てました。うちとしては、商品券も含めて、それからマスクの配布の投資を含めて本当にありがたい予算措置であったわけですが、このコロナがさらに拡大するということになると、国も当然、次なる交付金等の手は打ってこなければ、それぞれの自治体は手が打てないということになってまいりますので、そこ辺もしっかり働きかけを県と国のほうにはしながら、コロナ対策にはそういった財源をぜひ確保できるような働きかけをしていきたいと思っています。

トータルして、まだ予算要求書が来ていませんので何も言えないところですが、しっかり経済対策、福祉対策、教育対策含めて、的確な対応を取っていききたいと思います。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、甲斐松男議員。

○議員（6番 甲斐 松男君） 6番、甲斐松男です。

住民サービスにおいては、必要なサービスについてはいろいろな手法で予算編成を考えているということですが、過去に、私と佐藤議員のほうで、これは31年度になりますけど、一般質問で予算について質問した経緯があるんですけれども、歳入歳出の不足分が、今のところ、聞くところによると8億円程度圧縮していないと町の財政が非常に厳しいということ、31年度のときに聞いておりますけれども、来年度に向けてどの程度圧縮していかんと、本当

にもう町の財政が厳しいのかなとは思っているんですけども、どの程度の金額が発生するのか、お聞きしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

31年度予算については、ある程度予算要求が終わった後の事業費目安かなと思っていますが、今回、先ほどから繰り返しますが、それぞれの課から、当然、緊縮財政の中での予算要求ですから、通常どおり、これは所属長の判断で来年度抑えにやいかんという形での部分での予算要求来ると思います。総枠がどれくらいになってくるかはまだ全く今のところ分かりませんが、例年、議員指摘のとおり、8億円とか7億円とかいう部分がオーバーする要求出ていましたので、歳入と歳出のバランスが取れる部分で、当然、どれくらいの圧縮が必要になるかというのは1月時点で出てくると思います。その時点で、また各課にその部分の再度ヒアリングをやりながら最終的な予算編成をするということになると思いますので、現状では幾らになるかというのはちょっとまだお答えできません。

○議長（甲斐 政國君） 6番、甲斐松男議員。

○議員（6番 甲斐 松男君） そのときの一般質問の回答で、予算要求の内容や、私が2期目に掲げていただいております政策目標の10項目の具現化についても意見交換をさせていただこうと思っております。

政策目標の10項目について、来年度からは具現化に向けて動くということを発言されておりますけれども、もう、この目標、少しは具現化できたと考えておられますか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

例の2期目に掲げました10項目については、当然頭に置きながら日頃の行政運営に携わっているところです。どれができましたかというマニフェスト的な評価はやっておりませんが、ある程度、思いに沿った形で行政運営できていると思っています。

ただ、農林業の振興というのを、私、第一に掲げていますので、また後ほど御質問があるとおりの、その部分をもうぜひとも2年の間にやっていくという覚悟で、今、取り組んでいるところです。

そういうことで、当初掲げました10項目については、当然それを頭に置きながら、今回の予算編成の重点施策6つについても入れ込んでいるということでもあります。

○議長（甲斐 政國君） 6番、甲斐松男議員。

○議員（6番 甲斐 松男君） ぜひ、取組の実行をよろしくお願いいたします。

それと、例えば町単事業あたりが減額になるということになれば、建設業とかほかの事業者あ

たりに非常に仕事面あたりで響いてくるんじゃないかという考えを持つととですけれども、その点、いかがでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

インフラ整備については、既に建設課、農林課含めて事前協議させていただいて、原則は交付金事業等の国、県が枠を取ります予算範囲内での実施に限られてきますが、その中でもどの路線、対前年度比、こしこやらにやいかんよねと、ただ財源的にこれくらいよねというのでしっかり調整しながら、関係地元の業者さんにはしっかり経済対策として打てるように施策を打っていくという考えでおります。

ただ、今年は災害復旧事業が少ないという状況でしたので、繰越事業含めて、その辺で今年度のを来年度にやると、そういった形も複合して考えながら、経済対策としての発注等はやっていくということで考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6 番、甲斐松男議員。

○議員（6 番 甲斐 松男君） 経済対策がマイナスにならないような予算編成をぜひお願いしたいと思います。

それと、午前中からの議員の質問内容で予算に関連する質問がかなり出ておりますけれども、佐藤議員と町内の巡回を先月行いましたけれども、意見要望等を聞く機会があったんですけれども、その中で意見を取りまとめた部分があり、ちょっとタブレットのほうで意見を取りまとめた部分がありますのでおつなぎしときますけれども、人口減少対策、移住定住に関することが14件、農林業振興に関することが16件、観光振興、第三セクター関連などに関することが11件、公共交通、コミバスなどについて6件、防災関係が38件、生活環境などが11件、道路関係が55件、防犯、交通安全対策等が14件、新型コロナ関係が5件、病院関係が7件、新庁舎についてが1件、その他が37件ですけれども、これは議員さん全員で町内を回ったときの今の意見要望等ですけれども、この中から、また予算に反映できる部分、予算を考えなければいけない部分が——多分、これを取りまとめて町長のほうに答申があるかと思っておりますけれども、予算を考えなければならない部分が出てくるのかなとは思っております。

佐藤議員と巡回をしたときの意見の一つですけれども、7区の生活改善センターの件について、要望をおつなぎしたいと思います。

7区生活改善センターは、耐震基準がマイナスだそうです。耐震補強工事をすれば、避難所として利用できるのでは。災害時に上組小学校まで移動するのは、地域内に高齢者も多く移動が大変だということで、何とか考えてくれないかということで、またこれは7区の館長さんからの地

区の要望でも多分上がっているとは思いますが、こういうところに少しでも、すぐ耐震工事をしなさいというのは無理かとは思いますが、調査費なり、予算でつけていただくというようなことはできないものか、お聞きしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

議員各位のそれぞれの地域の巡回でそれぞれの意見を頂いたということで、また具体的にお示しいただけるということで、ありがたく思っています。

また、総合計画策定に当たって、全町民、また学びの森の生徒、中学生以上を含めて、企画課のほうでアンケート取っていきまして、それぞれの分野ごとの町民の意向はある程度総合計画を立案する段階で十分反映させて、今回、審査いただくということで考えているところです。それぞれの必要性を十分協議しながら、議会にも提案していくという形になりますので、その辺の御理解をお願いします。

また、ありました第7区センターの改修計画については、もう数年前から地元の方々の御意見も聞いて、ある程度の青写真も見せていただいて、検討には入っているところです。ただ、国際交流センター、農泊を中心とした世界農業遺産のやはりモデル地域づくりとしての位置づけの施設ということで捉えていますので、いい事業等が活用できればできますが、じゃあ、単独事業でとなると、なかなか他の地区の、平等性も含めて、ほかのところもやってほしいところがあるということも当然あるわけですから、そこ辺を十分加味しながら今後検討するということになると思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 6番、甲斐松男議員。

○議員（6番 甲斐 松男君） その件に関しては、よろしく検討方をお願いします。

最後になりますけれども、次年度の予算は公平な予算配分を行っていただきまして、町民の皆さんに何かもう活気が出るような、ぜひ活気が出て、みんな心豊かに生活できるような予算編成にしていきたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

.....

○議長（甲斐 政國君） 次に、2番、佐藤成志議員、御登壇願います。

○議員（2番 佐藤 成志君） 2番、佐藤成志です。通告に従い、一般質問を行います。

質問事項、第一次産業プロジェクトチームについて。質問の要旨、昨年12月議会において、第一次産業プロジェクトチームについて質問を行いました。1年経過いたしましたので、かなりの検討、協議がなされたと思います。既に実施された事案もあるのではないかと思います。現在

の進捗状況をお聞かせください。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

佐藤成志議員からの第一次産業プロジェクトチームについての御質問に、まず私のほうからお答えいたします。

議員御指摘のとおり、第一次産業プロジェクトチームにつきましては、令和元年の12月定例議会の一般質問におきまして、早い時期にチームを立ち上げ、今後予定される第5期の中山間直接支払制度の計画策定のための地域での話合いに生かしていければとお答えしたところでございます。

本プロジェクトチームにつきましては、農林業の現状を把握し、農林業が抱える課題を整理し、農林業振興方針や施策の基礎とすることを目的とし、農林業の生産団体や関係機関の代表者が委員となっただき、五ヶ瀬町第一次産業プロジェクト会議として、令和2年3月30日に立ち上げたところでございます。

プロジェクト会議におきましては、令和2年度の予定計画等も協議したところでありますが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現在までの状況につきましては、担当の農林課職員との協議はもとより、宮崎県農政水産部、県職員の方々の意見交換を行い助言等も賜りながら、今年度の取組については地域での話合いや講演会の開催等の計画を進めているところです。

最終的には、この五ヶ瀬町の農林業の在り方を、一つの冊子的なものをつくって町民にお示したいなど、私自身思っているところでございます。

なお、具体的な今後の取組については、担当課の農林課長から説明をさせます。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。佐藤成志議員の御質問の第一次産業プロジェクトチームについての現在の状況について、私のほうから答弁をいたします。

昨年12月議会以降の経緯につきましては、先ほど町長から答弁がありましたとおり、令和2年3月30日に五ヶ瀬町第一次産業プロジェクト会議として立ち上げの会議を行いまして、設置要綱について、町のアンケートの結果、今後のスケジュール等について協議を行ったところでございます。

令和2年度に入りまして、コロナ禍の影響もあったことから、今年度の進め方について再検討するため、県の農政水産部の職員の方々との意見交換会を行いまして御助言を賜り、また町長との協議や農林課内の協議、農林課と町長との意見交換会を開催するなど協議を行ってきたところでございます。そのほか、畜産青年部の意見交換会、またNN事業、農業農村事業等に関する取組についても検討を進めているところでございます。

具体的な取組につきましては、今後の予定となっておりますけれども、来週にプロジェクト会議を開催し今後の取組について決定を行い、予定といたしましては、12月から1月にかけて町内14会場で座談会を開催し、昨年、佐藤議員から御指摘を頂いておりましたように、地域の実情や農林業者からの意見を直接頂きたいと考えております。併せて、行政からの情報提供を行いたいと思っているところであります。

その後、1月25日に宮崎県副知事の郡司副知事の後援会を町民センターにて開催を計画いたしております、年度末3月には第3回目のプロジェクト会議を開催しまして、令和2年度の総括と次年度へ向けた取組について協議を行う予定といたしておるところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 今、町長、課長のほうから答弁がありましたけれども、協議等がなされているようでありますので、これを早く実行してもらいたいと思いますが、この第一次産業については、もう10年も、それ以前かもしれません。私たちが議員になる前から、多くの議員が幾度となく農林業、商工業の衰退を危惧するということで、非常に多くの質問が何度も何度もなされて、そのたびに町の対策、県であったり、国であったり、いろんな対策でこうします、ああしますということが出ていますけども、なかなか進みません。なかなか進まない原因について、町長はどうお考えでしょう。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

佐藤成志議員からの、この施策がなかなか進まない理由ということで、一番難しい、それだからこそ第一にこれ取り上げてやりたいという、プロジェクトの10項目の一番上に上げているんですけど。

これまでも農林業振興については、ずっと町長になる前から、それぞれで担当の首長さん、それから担当課長さん、担当者含めてずっと検討はしているんですが、やはり今人口が減る、それから農業というものの魅力、それから現在の五ヶ瀬町の農業規模、また将来の入り口と出口の部分がやはりなかなか見いだせない、その地域の方々も含めて農家の人というのもあると思います。

また、実際、一生懸命農業やってもらっている町内の農家の方々がやはりリーダーになってやらないと、もう次の世代はいいよという話の基本的な考え方では、なかなか施策展開が進まないというのもあると思います。

ただ、ありがたいことに、今、お茶の生産農家の方々を中心に、特に畜産もですけど、若手の皆さんがある程度次なることをやりたいと。それはもう、背景としては、子牛価格が安定してい

るとか、それから出荷先がしっかりとあるとかいうのがあるからあるんでしょうけど、そういう動きが出てきていますので、そこ辺を中心にプロジェクト会議のメンバーも入ってくれていますので、そういった形で、じゃあ、何をせんといかんかというのをしっかりと、ある程度方向性を、そのまま行くかどうか分かりませんが、見極めたいという目的です。

ということで、背景はいろいろあると思いますが、基本的なところはそういう部分が大きいのかなと考えております。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2 番、佐藤成志議員。

○議員（2 番 佐藤 成志君） 私のほうも、監査をしながら、もう何年もやっていますので、そのときに、新規の農業者のお金を出したりとかいろんなことで、そういう書類を見させていただいていますので、新規農業者がいなかったりとか何もしていないとかを言っているのではないんです。なかなか進まないというやつは、やはり原因があるかと思うんです。

いろんな不安があるかと思いますが、2 回目の質問という形になりますが、中山間地の直接支払交付金の中で、集落戦略について、これはまた本当に長い話で、10 年から 15 年後を見越しての集落はどうあるべきだという質問があったんです。5 年後、10 年後でしたら大分いいんですが、10 年後、15 年後という説明でしたので、これはどういう将来像が描けるかなと思ひまして気になったところであります。

町民へのアンケートを取ったときに、将来、自分たちは現状維持なのか、規模縮小なのか、拡大なのか、どういうアンケート結果が出たのか、お伺いします。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。佐藤議員の御質問にお答えいたします。

集落戦略につきましては、現在 55 集落協定のうち 17 協定が、全体にしまして 30.9% ありますけれども、作成済みとなっております。これは、中間年度である令和 4 年度までに、集落戦略ということで、その間につくるということになっておりますけれども。

その 17 協定のうちでありますけれども、農地の管理者や後継者、担い手の引受けの予定があり、今後耕作を継続することを予定している圃場というのがございまして、それが 81.9%。それから、耕作をしてもらいたいのが受け手が決まっていないものや中間管理機構への貸付けを希望している圃場が 15.5%、管理ができないものや林地化を希望されているのが 2.6% となっております。耕作継続以外の約 18% の農地の賃貸借や担い手の集積等の対策が今後課題となって、その対策が必要であると考えているところであります。

それから、御質問のありました町のアンケートの集計結果につきましてですけれども、農業経営及び農地の利用意向に関しまして約 700 人の方に回答いただいておりますけれども、規模

拡大等のアンケートについては571名の方が回答されております。規模拡大をしたい方が16名、それから現状維持と回答された方が355名おられまして、合わせまして65%の方が回答されております。それ以降、規模を縮小したい、それから受注分だけの農地を残して離農したい、それから完全に離農したいという項目も質問に上げておりますけれども、200名の方が回答されておられまして、率にして35%の方が回答されている状況であります。土地をいかに今後守っていくかということが課題であるということを再認識しているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 今後の経営が、農林業、商工業含めてですけど、半分に以下に減らんじゃないかという、アンケートの結果心配していましたが、65%の方がいらっしゃるということであれば、今、高齢化、高齢化と叫ばれている中で、相当、五ヶ瀬町民の人は踏ん張っていると思えます。この踏ん張っている力をこのまま気持ちの継続、体も含めてですけど、その継続をしてもらわなくてはいけません。先日の農業新聞の中で、20年の農林業のセンサスでは農業従事者が40万人減ったと。そして、宮崎県内でもおよそ1万人が減少したということとあります。一番の原因は、もう高齢化によることとありますけれども、この離農した人たちの農地を誰が守るか、作るかということがまた課題になってきますので、先ほどの五ヶ瀬町民はまだ踏ん張るぞという気持ちの人たちが多いうちに何かやはり対策をしてやらんと、この踏ん張りどころの力が湧いてこないと思います。

このアンケート等、いろんなことを見た上で、一番先にこれに取り組みたいという協議等がなされているのか。町長もどういう考えなのか、伺います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。佐藤成志議員からの再質問、お答えいたします。

五ヶ瀬町民65%の方が踏ん張っちゃうということで、私も本当そう思っているところです。

ただ、もう、ちょっと厳しいかと、体調が、また高齢化によりというのはもう必然的に増えてくるわけですから、まずは仮に75歳まで頑張りましょうやというようなところも踏まえて、やはり五ヶ瀬町、当然、高齢化率は上がっていくわけですから、何とか踏ん張っていくというのが基本条件とも言えます。

その中で、やっぱりそれぞれ、先ほどからあつていましており、農地の問題、担い手の問題が大きなことになってまいります。新規就農者も、急激ではありませんが、一定レベル、私がやりますという方が入ってきて補助金もらってやってくれていますので、その方たちは継続してやっていくということと、あとは、先ほどから出ています中間管理機構の借り手、貸し手の制度がなかなか動かんというのは、これは五ヶ瀬町だけでなく、全国的な課題だと思いますが、中山間

地域でその制度の何が課題かというのは、農業公社を含めた形でもっと議論せにやいかんと。我々もそれに入っていこうと思っています。そういったところで、やっぱり使いやすい制度にしながら、土地、それから担い手の部分がうまく動くことが前提かなと思っています。

あとは、やはり五ヶ瀬、棚田。昔、やっぱり米が非常に貴重な時代だったわけですから、無理な開墾をされて田んぼを作っておると、それと何十キロもかかる用水路をやっていると。非常に——それが世界農業遺産なんですけど。やはり、ある程度農地の集約化というのも今後は出てくる部分があるんだろうなと思っていますところ。

その辺で、じゃあ、何が特効薬かちゅうのは今のところ見えていませんが、そんな議論を第一次産業プロジェクトの実際やっている人たちにしっかり考えてもらいながら、国、県の当然支援もないといかんわけですから、そこ辺でしっかり何か筋が見つかればいいなというのが思いです。

ちょっと答えになっているか分かりませんが、以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2 番、佐藤成志議員。

○議員（2 番 佐藤 成志君） 今の町長の回答からいきますと、次の質問の中に入るかと思いますが、スマート農業実証事業。

農水省の水田作に関する中間報告でありましたけれども、スマートの壁は導入費とありました。この導入費が高いことによって、なかなか進まないです。労働時間の減少はもう確実にあったそうです。作業の疲労軽減にも確実に効果があったそうです。でも、そのコストが高いがためになかなか二の足を踏むという状態が今見えてきたと。見えてきたということになりますので、今から農水省が対策を打つかと思いますけれども。

この導入コスト削減には、やはり国、県、町の政策支援が必要です。このことをクリアすれば、今の、そのいわゆる 65% の人たちの踏ん張りどころがまた出てくるんじゃないかなと思います。これについては、町長はどうお考えでしょう。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。

佐藤成志議員からの次なるスマート農業について、導入コスト削減のための、これは町の支援というか、基本的な考え方についての御質問に、まず私のほうから答弁させていただきます。

本町の、先ほどからありますとおり、基幹産業である農林業の状況は、再三出ています高齢化とか担い手不足、労働力の不足等、本当厳しさが増しているというのは皆が実感しているところだと思います。

そのような中、先ほど議員からありましたとおり、スマート農業への取組は、農業が抱える課題解決に資するものとして、今後、貴重な役目を担うものだろうと。ただ、投資コストが大きい

ということが、まだ今の大きな課題なんだろうと思っています。

本町において、御承知のとおり、中山間地域等の直接支払制度を活用し、鞍岡の日蔭集落協定において、ドローンにより農薬防除の実証に取り組まれているところでもあり、中山間地域でのドローン活用はもとより、自動水管理システムとか畜産の管理システムなどが導入可能な機械化施設と、現段階ではそういうものがあるのかなと考えております。

先ほどから、佐藤議員申されるとおり、農水省の水田作に関する中間報告では、特に自動水管理システム、ドローンの薬剤散布では、作業時間が80%以上短縮されると報告されております。課題としましては、これも先ほどからありますとおり、機械導入とか委託料、施設費の経費が増加すると、こういうのが課題ですよというのも報告されております。

今後は、スマート農業は農林業での労働力の軽減など重要な取組であって、中山間地に適した機械、施設の情報収集を行い、初期投資を緩和するための補助事業の支援策等を国、県に働きかける。また当然、JAも一緒になりながら、投資効果を含めた検証を慎重に進めていく必要があるのかなと思っています。

具体的なところは、農林課も検討していますので、関係あれば、農林課長から答弁させます。

○議員（2番 佐藤 成志君） スマート農業の件については、先日、高千穂でデモンストレーションがあったと思いますが、課長のほうも行かれたなら、その結果を報告してもらいたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。

先般、高千穂のほうで、たしか自動草刈り機のデモンストレーションがあったということで、ちょっと私は都合で行けなかったんですけども、飯干グループ長のほうが参加して、見てきておるところでございます。

やはり、法面の草刈りにつきましては非常に労働力を要するということもありまして、ある程度の法面までカットされて、操作性についても、ある程度やれるんじゃないかというようなことで報告を受けているところであります。

先ほどからありますとおり、導入経費の問題はありますけれども、今後協議しながら、中山間にとっては導入が必要になってくる機械ではないかと個人的には思っているところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 棚田保全とか、田んぼの法面が五ヶ瀬町は非常に多いところですけども、いわゆる草刈りを含めて、先ほどの防除でありますドローンとか、ヘリコプターによる一斉防除とか、いろんなことの軽減を図ることが高齢化の人たちを助けることになります。そし

て、また若い人たちが、いわゆる、これはおもしろい、やっちみろかという、その気持ちを奮起させる一つの施策と——スマート農業はですね——思います。

あとは、どう取り組むかということについてを、やはり農水省とか県の農水課とか、いろんな情報あったらすぐにやっぱり取り込んで、五ヶ瀬はモデル事業をやっていますのでうちにどんどん予算くださいというような感じで、それに手を挙げて、そしてどこかの集落とか、中山間を持っているところでもいいですし、そういうところに実践させて、そして五ヶ瀬町内に広めてもらうという形をすれば、言えば、そういう人たちがおると、やっていると、これはおもしろいぞというやつを広めることによって、また、今まであと5年で辞めようかなと思っと思った人たちが10年続く、10年でもう俺の後継者いないと言っていた人たちが誰かに頼んでもやろうという気が起きるかと思いますので、このことについてはアンテナをしっかりと張って、取り組めることがすぐにできるように体制を、このプロジェクトチームでつくってもらいたいと思います。

最後になりますけれども、先ほど町長のほうも言われましたけど、ホップ・ステップ五ヶ瀬、原田俊平でございます。第1面に、農業・林業・商工業を大きく伸ばしたいと出てあります。第1番目に出ています。この第1番目に出るためにも、これは、あと町長の任期が1年と5か月と思いますが、何かやはり、今まで実績は出ていますよ。出ていることは知っていますけども、町民に知らしめる実績が出ているかちゅうやつについてはまだ疑問がありますので、ひとつ実績を出すためにも何か取り組んでほしい。それと、期限をやはり区切って、自分の中でもいいし、口に出してもいいですから、いつまでにはこれは実行しますよという期限を区切って取組を進めてもらいたいんですが、このことについて最後に質問して、終わりたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。佐藤成志議員からの最後の質問ということで、先ほど申しました農林業、商工業の振興は、今、御提示いただきました10の施策の頭に持って行って、これだけは4年間でやりたいという思いでスタートさせていただきました。

ただ、先ほどからありますとおり、農林業の振興、担い手に対して非常にやはり難しい問題抱えながら、行政だけではやれんということを思い、プロジェクト推進チームでやっぱり担い手の人たちのしっかり意見を聞きながら、また、地域14ブロックで今度説明会に農林課を中心に入っていきます。私のほうも、全ては行けるか分かりませんが、行っていろいろ意見聞くというところで、課題はおおよそ見えてきました。ただ、やはり農林課の職員も一体になって、ほかの職員も一体になってやらないとなかなか解決できるこっちゃないよということで、先日、農林課全職員と、少しお酒も交えながら木地屋別館で意見交換。やっぱり、話すといろいろな意見が出てくるんです。それをまず実践するところを、ピックアップしながらやっていけば絶対方向性は見えるよということで一致団結してスタートしましたので、そういうことで今後、今、佐藤成志議

員からありましたとおり、顔の見える部分を一つでも出せるように全精力で頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく、何なり御意見頂くのが一番ありがたいわけで、そういったところで御指導いただければありがたいなと思っています。

私からは以上です。

○議長（甲斐 政國君） これで、一般質問を終わります。

○議長（甲斐 政國君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。

次回は12月8日午後2時から開会しますので、定刻までに御参集ください。どうも御苦労さまでした。

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後3時22分散会

3 目 目

令和２年第４回五ヶ瀬町議会定例会会議録

(最終日)
令和２年１２月８日

○ 会議に付した事件

- 日程第 １． 議案第 70 号
五ヶ瀬町議会議員及び五ヶ瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について
- 日程第 ２． 議案第 74 号
五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第 ３． 議案第 75 号
令和２年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第５号）について
- 日程第 ４． 議案第 76 号
令和２年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について
- 日程第 ５． 議案第 77 号
令和２年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について
- 日程第 ６． 議案第 78 号
令和２年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）について
- 日程第 ７． 議案第 79 号
令和２年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第３号）について
- 日程第 ８． 議案第 80 号
令和２年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第３号）について
- 日程第 ９． 議案第 88 号
第６次総合計画の認定について
- 日程第 10． 発議第 6 号
地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書を国に提出することについて
- 日程第 11． 発議第 7 号
議員派遣について
- 日程第 12． 委員会の閉会中の継続調査について

○ 出席議員（８名）

1 番 渡邊 孝 議員	2 番 佐藤 成志 議員
3 番 綾 健一 議員	4 番 秋本 良一 議員
5 番 白瀧 徹哉 議員	6 番 甲斐 松男 議員
7 番 小笠まゆみ 議員	9 番 甲斐 政國 議員

○ 欠席議員（なし）

○ 地方自治法第１２１条の規定により、事件説明のため出席を求められたものは、次のとおりである。

五ヶ瀬町長	原田 俊平
教 育 長	猪野 貴一
監 査 委 員	後藤 栄

○ 町長の委任を受けて説明のために出席したものは、次のとおりである。

副 町 長	宮崎 信雄	農 林 課 長	廣本 憲史
総 務 課 長	戸高 勝洋	町政対策推進室長	児玉 憲彦
建 設 課 長	田原 昭生	企 画 課 長	小迫 幸弘
会 計 室 長	北島 隆二	町 民 課 長	齊家 晃
教 育 次 長	増永 稔	福 祉 課 長	武内 秀元
病院事務長	奥村 和平		

○ 職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長	垣内 広好
--------	-------

午後 1 時56分開議

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。御着席ください。

○議長（甲斐 政國君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第 1. 議案第 7 0 号

○議長（甲斐 政國君） 日程第 1、議案第 7 0 号五ヶ瀬町議会議員及び五ヶ瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定についてを議題とします。

本件については、去る 1 2 月 1 日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第 7 0 号五ヶ瀬町議会議員及び五ヶ瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2. 議案第 7 4 号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第 2、議案第 7 4 号五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

本件については、去る 1 2 月 1 日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第74号五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第75号

日程第4. 議案第76号

日程第5. 議案第77号

日程第6. 議案第78号

日程第7. 議案第79号

日程第8. 議案第80号

○議長（甲斐 政國君） 次に、お諮りします。日程第3、議案第75号令和2年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第5号）についてから、日程第8、議案第80号令和2年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第1号）についてまでの6件は、これを一括議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、議案第75号から議案第80号までの6件は、これを一括議題とします。

本6件につきましては、去る12月1日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑をされる場合は、議案名、ページ等を示して発言してください。質疑がありましたらどうぞ。7番、小笠まゆみ議員。

○議員（7番 小笠まゆみ君） 7番、小笠でございます。議案第75号一般会計補正予算（第5号）の、ページ数でいきますと21ページになります。

中段よりちょっと上のほうの観光費委託料の中に500万、観光みやざき再生加速化事業委託料が補正で計上されております。

これは、補助金が250万入っていますよね。その250万入っている中で、これが観光県補助金ということで、同じタイトルなんですけど、補正の説明の中のこういったものに使うのかというところを見てみますと、新しい生活様式を踏まえた集客イベントなど開発委託料というふうに書かれております。企画課長、500万、どこで使われる何の分なのか教えてください。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） 企画課長です。今、小笠議員がありました（「21ページ」と呼ぶ

者あり） 21 ページですね。

観光みやざき再生加速化事業PRですけれども、今、現在、コロナ禍にあって、スキー場それからワイナリー等々、集客について対策をといることを考えてございまして、中身としては、福岡方面の新聞、それからテレビ、雑誌等、それからSNSを使った誘客等のPRを主な内容として現在考えてございます。議員ありましたとおり、半分県費ということで考えての予定でございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7 番、小笠まゆみ議員。

○議員（7 番 小笠まゆみ君） それでは、この500万を使って、福岡方面に対してSNSなど広告PR、それをワイナリーとスキー場の分で使うという捉えでよろしいですか。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） 大きくはそのようなことなんですが、その他、ほかにも町のPRができればというふうに考えてございます。一応、取材も含めた広告ということを考えてございますので、その中身については、五ヶ瀬らしいアイテムがあれば、その取材の中身に入れたいなどというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 7 番、小笠まゆみ議員。

○議員（7 番 小笠まゆみ君） 集客イベントというふうに書いてありましたので、何かまた新たなことを考えて計画されるということというわけではないですかね。

○議長（甲斐 政國君） 企画課長。

○企画課長（小迫 幸弘君） どちらかというとイベントというのは、何ですかね、補助金の要綱上、イベント云々ということがございますが、我々考えてございますのは、新たな大きなイベント云々というのは考えてございません。

以上です。

○議員（7 番 小笠まゆみ君） いいです。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。5 番、白瀧徹哉議員。

○議員（5 番 白瀧 徹哉君） 5 番、白瀧徹哉です。議案第75号の一般会計補正予算になりますけれども、ページ数でいきますと20ページ、森林整備に係る森林整備緊急保全事業の1,100万、今回計上されておりますが、先日、課長からその事業の内容については説明を頂いたところでありますが、具体的に分かっている部分でも結構ですが、説明をお願いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。白瀧議員から御質問ありました、未整備緊急整備事

業委託料についての御質問にお答えしたいと思います。

本事業につきましては、森林環境譲与税を充当しましたものでありまして、森林経営計画に入っていない未整備森林がございまして、その中を切り捨て間伐で整備を行って森林整備を行うという目的でございまして、町内の民有地30ヘクタールということでございます。

で、これも委託ということで、森林組合に委託しての事業でありまして、30ヘクタールということで御説明させていただいておりますけれども、詳細な場所については、現在のところまだ今後ということになりますけれども、基本的には採算性の取れない未整備の山ということで考えておりますので、というところを整備していくという考えでおります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 5番、白瀧徹哉議員。

○議員（5番 白瀧 徹哉君） この森林環境税は、山を守っていくために非常に貴重な財源となります。

これで30ヘクタールということになると、民有林ですけども、かなりの筆数が出てくると思いますけども、そこ辺を森林組合でどのように把握されているのかなということで、お伺いしたところでありますけど、これからの作業になるということでもありますけれども、基本的には、やっぱり今課長から説明があったように森林作業計画に上がってきていない部分と、また昨年、アンケートをそれこそ林家に対して取られて、今後、その森林の維持管理については、町あるいは森林組合に作業管理を委託したいんだという結果を出された林家、あるいはその不採算地域ですかね、山に対して行うということで、特に今回は切捨てと併せて枝打ちまで、一応計画はされているようですけども、せっかくこの大事なお金を、この町の山の保全に充てていただくわけですので、必要でないところについては、そこまで手をかけずに、切り捨て間伐で私はもう十分な山の管理というのはできると思いますので、そこも含めてやっぱりしっかりと森林組合と協議をしていただいて、このお金が、補助金が有効に使われますように検討をお願いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 4番、秋本良一です。議案第75号のページ数20ページであります。鳥獣保護区等周辺の防止事業の補助金ということで、110万1,000円の減ということで、これ申請が減になったものというふうに説明書きしてありますけども、この内容についてお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。秋本議員からの鳥獣保護区等周辺被害防止事業補助金についての回答いたします。

ここにありますとおり、電気柵の導入ということでありまして、電気柵の導入につきましては、前年度に要望調査を行うわけなんですけれども、その要望調査に伴います交付、電気柵の補助を行っているわけなんですけれども、その実績及び県からの補助金等交付決定と実績等を見ながら、当初予算から残った分の今回減額ということで計上しているところであります。

○議長（甲斐 政國君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 4番、秋本良一です。今の説明でその内容等については理解できましたが、要は今回の予算をカットということになりますと、新年度予算での執行分の間、間についてはどういう対応ができるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 当初予算の範囲内で、交付決定額もありますけれども、年度に入りまして要望があった分については、可能な限りこの事業にのせる形で受入れは行って、事業該当するようには対応しているところであります。

ただ、交付決定額がございますので、それに伴って採択できない分は、翌年度の要望ということで上げていただくことにしております。よろしいですか。

○議長（甲斐 政國君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 4番、秋本良一です。今の説明からしますと、交付決定後にまた要望を取って事業実行ということになろうかというふうに理解しているところでありますが、町単独での、その代替としての——例えば春野菜を作ろうという農家の方が出てきたとします——そういったときには、時期的なものがございまして、そのときにこれが使えませんよと、予算がないので使えませんよということになるのか、それとも、町単独のほうで補助率が下がるかもしれませんが、そちらほうのほうでの検討をしていただけるのかどうかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。御質問の件につきましては、基本的には、事業にのせられない場合は、今年度、町単事業がございまして、その分の電気線の部分であったり、機械の部分であったりという部分については、町単事業で対応していますので、そのほうを御紹介して、それで補助を受けられている方もいらっしゃいます。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 4番、秋本良一議員。

○議員（4番 秋本 良一君） 4番、秋本良一です。そうした場合に、町単独での事業も可能であるということのようではありますが、補助率が変わりますよね、ですよ。（「はい」と呼ぶ者あり）やはりこれ、例えば、五ヶ瀬の場合には第1次産業のプロジェクトチームということで、明

日、会議があるというふうに聞いておりますが、やはり五ヶ瀬バージョンみたいな感じで、やっぱり県の交付税がないときには、やっぱり補助率も変わらないような対策が、今後必要じゃないかというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 農林課長。

○農林課長（廣本 憲史君） 農林課長です。現在のところ、基本的に前年度要望を取りまして、翌年度実施という形になるんですけれども、今のところ、ある程度要望があった電気柵等については、交付を、補助金を受けられる状況でございます。

今年度から町単事業については、新しい新規事業ということで認めていただいておりますので、今年度の補助の状況は、ちょっと正確には数字はつかんでいませんけれども、希望されるのが数件ありまして利用していただいているので、今回、今年度からですので、補助金要綱に基づきます年間は、現在の形で進める形になるかと思っているところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 2番、佐藤です。一般会計補正予算、ページ数23ページであります。未来を担う学生の特別給付金について330万の減額ということですが説明をお願いします。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（増永 稔君） 次長です。佐藤成志議員の御質問についてお答えいたします。

未来を担う学生の特別給付金ということで、学生の方に1人当たり10万円ということで、一応、予算上は100名分の1,000万円確保しておりました。で、実際、申請が上がりましたのが67名ということで、今回その分の減額をしたところであります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 2番、佐藤成志議員。

○議員（2番 佐藤 成志君） 2番、佐藤です。この給付については、保護者の方からも非常によかったということで聞いておりますけれども、取りこぼしというのは、まず、なかったという形で大丈夫でしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 教育次長。

○教育次長（増永 稔君） こちらのほうで、対象者をある程度洗い出しまして、もし申請等が上がってなかったら直接連絡を差し上げて、何とか申請、全てにさせていただいたというところがあります。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） ほかにありませんか。ありませんか。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本６件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第７５号令和２年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第５号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７６号令和２年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７７号令和２年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７８号令和２年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第７９号令和２年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第３号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第８０号令和２年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第１号）については、原案

のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 88 号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第 9、議案第 88 号第 6 次五ヶ瀬町総合計画の認定についてを議題とします。

本件につきましては、去る 12 月 1 日、提案理由の説明が終わっておりますので、これから質疑に入ります。質疑がありましたらどうぞ。1 番、渡邊孝議員。

○議員（1 番 渡邊 孝君） 1 番、渡邊孝です。第 6 次五ヶ瀬町総合計画ということで、認定ということで、今回の議会に提案が出ておりましたので、私、議員の経験も浅いということで、正直、恥ずかしい話ですけども、読んだこともありませんでしたので、じっくり 6 次計画を読ませていただきました。

それで、当然、第 5 次も議員図書室にありましたので読ませていただきまして、ここ 10 年前と、今からの 10 年後に関してどのように計画を練っていかれるのかということで、興味深く読ませていただいたところです。

その中で、当然、総合計画ですので、小さいことは出ていないんだろうなあと思いました。

非常に言えば、学校でいうと努力目標みたいな感じで、町の未来像をこういうふうに頑張っていこうということであろうと思いますが、徐々にその計画を進めていく中で、やはり、当然、数値的なものとか、具体的にその内容を検討していただけるものだと思いますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員からの第 6 次五ヶ瀬町総合計画の位置づけと、その後の肉づけについてお答えいたします。

先ほど議員からありましたとおり、総合計画については、五ヶ瀬町のその指針、今後の進む道を、説明ありましたとおり基本計画から、実施計画載っていませんが、基本計画をそれぞれ目標ごとに設定をさせていただいています。

で、10 年間の基本計画ということで、それぞれ具体的な分野については、福祉は福祉、また、いろんな計画が 5 年スパンごとのがありますので、そういったもので、しっかり具現性を持った計画を立てながら、当然バイブルですから、この総合計画にのっとった部分については逸脱しないように、計画を練っていくというようなものです。

ということで、質問ありましたとおり、この総合計画を一つのバイブルとして、詳細な計画を立てていくということで進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 1 番、渡邊孝議員。

○議員（1 番 渡邊 孝君） 分かりました。そういったことで、内容を精査というか、考えながら 10 年計画として実行していただきたいなと思いました。

その中で、私、こういう計画を立てられるときに、こういった方で考えられるのかなあと思ひまして、今日午前中に担当課に行きまして、そういった審議会の委員名簿というのを拝見させていただいたところ、数々の方々でこういう計画というか、されるんだなあと思って改めて感心したところではあったんですが、よくよく見てみますと、議員の方も今現在 4 名ほど入ってらっしゃいます。

それをぱっと一瞬見たときに、これ多分私だけだと思うんですが、何か不思議な思いがして、この場で、今日ここで認定の採決をするということで、議員さんたち 4 名入ってらっしゃるんですけども、これはずっと、もう何というかな、慣例というか、ずっとそれが当たり前で、何を今頃そういうことを言よるとかいと言われるかも知れんけど、不思議な思いがしたことは事実ですので、もし 7 次ということになると、あと 10 年後ですので、もう私も議員ではありませんので、その辺を不思議な思いをしたということをお伝えして、この質問を終わりたいと思います。

○議長（甲斐 政國君） それでは、ほかにはございませんか。7 番、小笠まゆみ議員。

○議員（7 番 小笠まゆみ君） 7 番、小笠でございます。今、渡邊議員が指摘された委員の、審議委員の一人で、これに関して私が今さらここで物申すという立場にはないということは、重々分かっております。

ただ、この長期総合計画、渡邊議員も読んだことがないというふうにおっしゃいましたけど、どれだけ町民の方が、町がこういったものをベースとして帆を前に進めているんだよということを、どれだけ町民が知っているかっていうところで、ダイジェスト版、見やすいダイジェスト版を配布しますよというお話までは伺っております。

さて、お家にダイジェスト版来ました。お父さんしか見ません、お母さんしか見ません、父ちゃんしか見ませんみたいな、そういうことではなくて、やっぱり家族みんなで見ていただいて、これを基に、五ヶ瀬町をみんなでこの新たな計画に向かってやっていこうよというような機運をつくる、そういう機会、チャンスというのも考えていつていただきたいなと。ここ、今から先、本当に自助が一番大切なポイントになってくる時代じゃないかなというふうに思っております。

そういうところも含めて、より多くの町民に、子供たちにも含めて、周知を徹底していただくことをお願いしたいなと、絵に描いた餅にならないように、目標を遂行していくためにも、そこ

が一番大切じゃないかなと思いますので、その部分だけはお願いをしておこうかなと思って発言をさせていただきました。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） 町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。渡邊孝議員から、また小笠まゆみ議員から、総合計画の今後の進め方は当然として、それをどう町民に反映させていくかということで、説明もありましたとおり、パブリックコメントについてもゼロ件だったということで、本来この関心度合いが、町民の皆さんがどう捉えているのかというのは、非常に私自身もそれでいいのかという、少し懐疑的な視線で見ているところでございます。

この総合計画のための町民、それぞれ小学校区単位で説明会やりましたが、これも、出席者も含めて非常にちょっともう少しという気はありました。

そういった中で、じゃあどうやって、ダイジェスト版は作るにしても、それをどうやって個々の世帯主じゃなくて、例えば子供たちにも、中学生までアンケート取ってその結果も載せとるわけですから、そういったものをどう広げていってまちづくりに生かしていくかというのは、先ほど共助という話もありましたが、行政だけではできない話ですので、それを座談会がいいのか、どういう方式が一番いいのかは、今後しっかり検討していきたいと思っております。

貴重な御意見をありがとうございました。

以上です。

○議長（甲斐 政國君） この件について、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

議案第 88 号第 6 次五ヶ瀬町総合計画の認定については、原案のとおり同意することに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

日程第 10．発議第 6 号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第10、発議第6号地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書を国に提出することについてを議題とします。

本件について、提出者、白瀧徹哉議員に趣旨説明を求めます。

○議員（5番 白瀧 徹哉君） 5番、白瀧徹哉です。発議第6号地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書を国に提出することについて、趣旨説明を申し上げます。

近年、地方議会議員の成り手不足は、市町村議会の二元代表制を揺るがす大きな問題になってきているところであります。

国は、兼業禁止等の規制の緩和を視野に入れるなど対策を講じているものの、民主主義の根幹が危惧されるものであります。また、議員の厚生年金創設の要望・請願が全国市町村議会から提出されていますが、自治法上の常勤・非常勤の壁が高く、実現には程遠いものがあります。

他方、懸案であった選挙公営について、公職選挙法が改正され、関係法令・条例等も整備されました。この改正は、町村にとっては法の下での平等を担保されたことであり、地方自治の原点回帰と評価をするものであります。

しかしながら、地方議会議員の福利厚生や身分保障等の手当は薄いのが現状であります。

よって、地方の元気が国を支える礎であることを基本理念の下、地方議会議員の退職手当制度等の創設を可能とする地方自治法の改正及び関係法の整備を強く要望するものであります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 政國君） ただいま趣旨説明が終わりました。

これから、ただいまの趣旨説明に対する質疑を行います。質疑がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 質疑がないようですから、これにて質疑を終結します。

これから本件について討論を行います。討論がありましたらどうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 討論なしと認めます。

これから起立によって採決します。

発議第6号地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書を国に提出することについては、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（甲斐 政國君） 全員起立であります。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11．発議第7号

○議長（甲斐 政國君） 次に、日程第１１、発議第７号議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣につきましては、会議規則第１２２条の規定により、お手元に配付しておりますとおり派遣することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、お手元に配付しておりますとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第１２．委員会の閉会中の継続調査について

○議長（甲斐 政國君） お諮りします。日程第１２、委員会の閉会中の継続調査については、会議規則第７５条の規定により、お手元に配付しておりますとおり、各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長、特別委員会委員長から、閉会中の継続調査の申出がありました。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 政國君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定をしました。

○議長（甲斐 政國君） 以上をもちまして、本定例会に付された議事の全部を終了いたしました。ここで会議を閉じます。

議員各位におかれましては、去る１２月１日の開会以来８日間にわたり熱心に御審議を頂き、誠にありがとうございました。

町長を初め、町当局の皆様には会期の間、常に真摯な態度をもって審議に御協力を頂き、ありがとうございました。

ここで、町長の挨拶をお願いいたします。町長。

○町長（原田 俊平君） 町長です。令和２年第４回五ヶ瀬町議会定例会終了に当たりまして、執行部を代表し、一言御挨拶を申し上げます。

まずは、本定例会に御提案申し上げました全ての案件につきまして御承認を賜り、ありがとうございました。

特に、今議会では、新たな時代の中で、次なる五ヶ瀬町をつくっていくための指針であります第６次五ヶ瀬町総合計画を先ほど認定いただきました。

来年度からは、この総合計画を新たなまちづくりの指針として位置づけ、持続可能な地域社会を構築に向けて様々な施策に取り組む覚悟でございますので、議員の皆様のお支援と御協力を

お願い申し上げます。

昨年12月に、中国の武漢市で初めて感染が確認されました新型コロナウイルス感染症は、今年の1月には、武漢市に滞在歴のある日本人に感染が確認され、瞬く間に日本全国に感染拡大が進みました。

今や、国内で16万2,000人、宮崎県内でも昨日7日時点で565人の感染者が出ている状況です。

幸いなことに、五ヶ瀬町からは、町民の皆様の感染防止対策の徹底もあり、一人の感染者も出しておりませんが、いつ、どこで感染者が出てもおかしくない状況です。

そのような中、私どもがこれからの年末年始にできることは、極力、感染拡大地域への訪問を控えることや、3密の回避などの新しい生活様式を実践することしかないと考えています。年末年始に向けて、このような感染防止対策の周知の徹底を図ってまいりたいと思います。

さて、今月末25日からは、五ヶ瀬ハイランドスキー場2021シーズンがスタートします。今年の冬は、ラニーニャ現象の影響もあり、気温が低くなり降雪も予想されております。コロナ禍の中での厳しい条件での営業となりますが、目標であります来場者3万人達成に向けて全力で取り組んでまいりますので、議員の皆様におかれましても、集客アップに御協力いただきますよう、この場を借りてお願いを申し上げます。

いよいよ来年、令和3年は、五ヶ瀬町制施行65周年の節目の年でもあります。この節目の年を一つの飛躍の年と捉え、議会の皆様とともに、さらなる挑戦をしてまいりたいと考えております。

結びとなりますが、これから慌ただしい年末年始を迎えることとなります。議員の皆様におかれましては、くれぐれもお体を自愛の上、来たるべき年明けからの活動に備えていただきたいと思います。

それでは、今年1年間の行政運営全般にわたりまして、御協力、御支援、御指導を賜りましたことに対しまして、執行部を代表しまして心からお礼を申し上げ、本年最後の定例会終了に当たりましての挨拶とさせていただきます。1年間、本当にありがとうございました。

○議長（甲斐 政國君） 町長には、丁重な御挨拶を賜り、ありがとうございました。

議員各位から述べられました意見なり、要望事項につきましては、特に御配慮いただき、執行の上に十分反映されますようお願い申し上げます。

これをもちまして、令和2年第4回五ヶ瀬町議会定例会を閉じます。どうも御苦労さまでした。

○事務局長（垣内 広好君） 御起立ください。一同、礼。お疲れさまでした。

午後2時40分閉会

○ 令和２年第４回定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第 7 0 号	五ヶ瀬町議会議員及び五ヶ瀬町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定について	1 2 月 8 日	原案可決
議案第 7 1 号	五ヶ瀬町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	1 2 月 1 日	原案可決
議案第 7 2 号	五ヶ瀬町長等の給与に関する条例及び五ヶ瀬町教育長の給与に関する条例の一部改正について	1 2 月 1 日	原案可決
議案第 7 3 号	五ヶ瀬町職員の給与に関する条例等の一部改正について	1 2 月 1 日	原案可決
議案第 7 4 号	五ヶ瀬町国民健康保険税条例の一部改正について	1 2 月 8 日	原案可決
議案第 7 5 号	令和２年度五ヶ瀬町一般会計補正予算（第５号）について	1 2 月 8 日	原案可決
議案第 7 6 号	令和２年度五ヶ瀬町簡易水道事業特別会計補正予算（第２号）について	1 2 月 8 日	原案可決
議案第 7 7 号	令和２年度五ヶ瀬町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について	1 2 月 8 日	原案可決
議案第 7 8 号	令和２年度五ヶ瀬町国民健康保険病院事業会計補正予算（第３号）について	1 2 月 8 日	原案可決
議案第 7 9 号	令和２年度五ヶ瀬町介護保険特別会計補正予算（第３号）について	1 2 月 8 日	原案可決
議案第 8 0 号	令和２年度五ヶ瀬町奨学金特別会計補正予算（第３号）について	1 2 月 8 日	原案可決
議案第 8 1 号	物品購入契約の締結について	1 2 月 1 日	原案可決
議案第 8 2 号	物品購入契約の締結について	1 2 月 1 日	原案可決
議案第 8 3 号	物品購入契約の締結について	1 2 月 1 日	原案可決
議案第 8 4 号	物品購入契約の締結について	1 2 月 1 日	原案可決
議案第 8 5 号	物品購入契約の締結について	1 2 月 1 日	原案可決
議案第 8 6 号	物品購入契約の締結について	1 2 月 1 日	原案可決

議案番号	件 名	議決年月日	議決の結果
議案第 8 7 号	物品購入契約の締結について	1 2 月 1 日	原案可決
議案第 8 8 号	第 6 次五ヶ瀬町総合計画の認定について	1 2 月 8 日	認 定
発議第 6 号	地方議会議員の保障制度等の創設を求める意見書を国に提出することについて	1 2 月 8 日	原案可決
発議第 7 号	議員派遣について	1 2 月 8 日	原案可決

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員